

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和5年3月22日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、市長から発言を求められておりますので、許可します。  
市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

本会議冒頭に一言お礼のご挨拶を申し上げます。

3月16日、本会議におきまして、産業廃棄物処理施設建設に対する意見書が提出され、全会一致で反対決議をしていただきました。また、同日に県知事に対し意見書を提出していただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、同日に産業廃棄物処理施設建設反対決議の都市宣言をしていただき、これを受けまして、市行政のほうでは、3月20日より、遅まきながら都市宣言を行い、住民の安心・安全を守り、環境保全に努めてまいります。ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いをいたします。

なお、申請者のほうは、既に取下げをいたしてございます。当日は、議長にご足労かけて、本当に申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

ただ、この都市宣言につきましては100%ではございませんので、我々行政といたしましては、さらに研究をしてまいりたいと思います。皆さん方のほうからもご意見、ご指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○田中議長 それでは日程に入ります。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田中議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、8番、吉本勸曜議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

市議会議員として4年の任期の折り返しとなる今議会では、上水道事故の補償について、プラスチック資源循環法の取組について、デジタル商品券の導入についての3点お伺いいたします。

最初に、上水道事故の補償について質問を行います。

水道料金につきましては、昨年、原油価格、物価高騰により影響を受けている市民生活や事業者を支援するため、6か月間の基本料金を免除していただき、市民からは大変喜ばれています。

しかし、昨年の9月8日、赤垣内地区で送水管と配水管、9日に溝川地区で送水管の漏水があり、修理後の通水時、職員等の操作の不備から、広範囲にわたり水道水の濁りが発生し、9月12日の完全復旧まで日数を要し、その間、広報車による広報活動や給水体制も整っていない状況であり、また復旧の見通しもめどが立たなく、大きな混乱を来した結果、市民生活に多大な影響を及ぼし、特に商売をされている方々は休業を余儀なくされるなど、影響が拡大されました。

そこでお尋ねいたします。1点目、現在、本市の全給水戸数は何件となっているのでしょうか。また、今回の事故で影響のあった給水戸数は、概算でどのくらいあったのでしょうか。

次に2点目として、平成25年10月25日付の厚生労働省健康局水道課長通知では、事故災害等により水道施設が破損、故障するなど、断水等の被害があった場合、例えば、配水管破損事故、施設の障害、健康に影響を及ぼすおそれのある水質事故等については、速やかに報告を行うこととされています。

そこでお尋ねいたします。厚生労働省通知による報告はいつされたのでしょうか。

次に3点目として、今回の事故があって、岩出市水道事業給水条例の内容を見たいのですが、同条例第17条第3項では、給水の制限、停止、断水または漏水のための損害を生ずることがあっても、市はその負担を負わないとされています。

そこでお尋ねいたします。この条例第17条第3項の規定については、どのような取扱いとなっているのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

次に4点目として、今回の水道事故に対して、市民から補償の対象とならないの

かと問合せを多々いただいていたしましたが、ようやく昨年12月になってから水道料金等補償申請ができるようになりました。

そこでお尋ねいたします。今回の補償申請ができるまで約3か月間の期間を要した理由をお伺いいたします。

次に5点目として、補償申請の締切日は2月28日までとなっていました。補償内容につきましては、水道料金等、給湯器等機器の清掃及び修繕、営業補償等、様々であると思います。

そこでお尋ねいたします。今回の補償申請は何件提出されたのでしょうか。また補償の見込額はそれぞれ損害内容ごとでどのくらいとなっているのでしょうか。

次に6点目として、上下水道局から補償に関するご案内では、補償金の支払いは三井住友海上保険株式会社または市からとなっていました。

そこでお尋ねいたします。今回の補償金は全て保険会社からの補償金による市の負担はないのでしょうか。また補償金の支払いは、直接保険会社から支払うことになるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問、上水道事故（濁り水）の補償についての1点目、市の全給水戸数は、また今回の事故で影響のあった給水戸数は、についてお答えします。

市の全給水戸数は、令和5年2月末現在で2万5,041戸です。また、今回、濁り水が引き起こされたのは、紀泉台低区配水池からの配水を行う配水管であり、この配水管を経由して給水されている区域は約1万700戸です。この区域に濁りが発生した可能性があるため、影響のあった給水戸数は約1万700戸になります。

続きまして2点目、厚生労働省健康局水道課長通知による厚生労働省への報告は、でございますが、この報告につきましては、厚生労働大臣の認可による水道事業者に対して求められているものであり、岩出市水道事業は都道府県知事の認可であるため、厚生労働省への報告は行っておりません。今回の事故につきましては、和歌山県への報告を行っています。

続きまして3点目、岩出市水道事業給水条例第17条第3項の取扱いは、でございますが、今回の事故は漏水のため損害を生じたものではなく、漏水の修復の際、配水管における止水弁操作の不手際に伴い発生した濁り水のため損害を生じたものであり、給水条例第17条第3項の適用外となります。このため損害を生じた場合は、

市がその責任を負うこととなり、損害賠償保険についても適用されています。

続きまして4点目、補償申請ができるまで約3か月を要した理由は、でございますが、前例のない大規模な事故であり、補償方針の細部にわたる調整に時間を要したことに加え、できる限り保険適用を図る必要があり、保険適用の可否や保険適用範囲について、保険会社との折衝に時間を要したことになります。

続きまして5点目、補償申請の件数と補償の見込額は、でございますが、補償申請につきましては、2月末の締切り時点で339件の申請がありました。補償の見込額は多少変動する可能性があります。宅内放流水に関する水道料金等が245件で約80万円、給湯器等機器の清掃及び修繕が100件で約460万円、飲料水やクリーニング代等が45件で約30万円となっています。営業補償につきましては11件で、現在補償額について調整中です。また、補償とは別に、今回の事故の復旧に要した工事等の費用は約710万円となっています。

なお、水道料金等につきましては、補償申請による対応だけでなく、濁りが発生した可能性がある区域全体に、一律で3立方メートル相当分の補償を行います。下水道に接続されていれば、水道料金に加え、下水道料金も補償いたします。使用水量が基本水量以内の場合も補償いたしますが、下水道料金は補償の対象外です。また、使用水量がない場合や種別が公共用、臨時用の場合も補償の対象外となります。

続きまして6点目、補償金は全て保険会社から、また支払いは保険会社からか、でございますが、補償金につきましては、水道料金等、給湯器等機器の清掃及び修繕、飲料水やクリーニング代等、合わせた財物についての補償と営業補償に区分されますが、それぞれ1,000万円の上限額以内であれば、水道料金等を除き、保険会社の負担となります。水道料金等については、過去実績と比較して、使用料が増加している場合のみ保険適用となり、保険会社の負担となります。補償金につきましては、基本的に保険会社から市民へ支払いますが、水道料金等についての補償金だけの市民に対しては、市から市民に支払った後、保険適用分について、一括して保険会社が市に支払うこととなります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、当初、水道料金等補償申請に当たっては、根拠を示す書類が必要であることを理由に、前年度同月と直近3回の料金、使用量を記載することになっていました。しかし、私もそうですが、検針額等を保管している方は少ないと思い

ますし、水道料金のみ補償で資料がない方は水道局まで連絡して記入することが少なく、また上下水道局から補償に関するご案内では、過去の使用料より少ないものや基本料金使用量内のものは補償対象とならない場合がありますと記載されていたため、市民は基本料金内であることや補償が少額となることから、補償申請を行わないと話も聞いていました。

そのような中、令和5年2月に水道局から給水契約をされている方に対して、一律3立方メートルの相当分の補償を行いますとの案内があり、市民は手続不要で助かっていますが、市の方針が変更されたことに戸惑っている方もおられました。

そこでお尋ねいたします。水道使用量については、当初から水道局で把握できるのに、なぜ途中で一律補償を追加されたのかをお聞かせください。また、3立方メートル相当分の補償額は全部で幾らとなるのでしょうか。

2点目として、今回、補償申請が決定されるまでの期間が遅れたため、既に水道使用料が納付されていますが、水道料金の補償に伴い、どのような会計処理が生じるのでしょうか。また、同じく下水道使用料に関する会計処理についてもどのようなようになるのでしょうか。

3点目として、補償の申請期限が2月末でした。しかし、申請期間中に入院等特別な理由があって申請ができなかった方はどのような取扱いになるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 福岡議員、再質問の1点目、一律補償を追加した理由は、また3立方メートル相当分の補償額は、でございますが、水道料金等に関する補償につきましては、保険適用とするために宅内放流実績についての申請をしていただいた上で、過去の使用量より増加したという根拠データが必要となっていました。

ただし、申請受付を進める中で、申請が難しい方や過去の使用量より増加していないために保険適用外となる方も多く想定されることとなり、市民の方に差をつけずに対応するという観点から、一律補償を追加実施させていただきました。

3立方メートル相当分の一律補償についての補償額は約560万円となっており、振込または手渡しにより支払いを開始しています。

再質問の2点目、水道料金の補償に伴う会計処理は、また下水道使用料に関する会計処理は、でございますが、今回の一律補償に関する補償金については、水道使用料の納付とは区分して、全て水道会計からの支出として処理します。また、下水

道会計との会計処理につきましても、既に余分に排水された水については、下水道使用料として納付されており、補償金については水道会計から支出するため、2つの会計間における特別な会計処理は必要といたしません。

再質問の3点目、特別な理由があつて申請ができなかつた方の取扱いは、でございますが、補償申請につきましては、2月末を期限とさせていただいておりますが、何らかの事情により申請できなかつた方に対しては、聞き取りの上、補償対応させていただきます。ただし、民法における消滅時効の定めにより、3年間申請されない場合は無効と判断させていただきます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、2番目のプラスチック資源循環法の取組について質問を行います。

プラスチックは、その有用性から幅広い製品や容器包装に広く利用され、現在社会に不可欠な素材であること、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環型の促進等の重要性が高まってきています。そのため、国では多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、令和4年4月からプラスチック資源循環法が施行され、既に約1年が経過しました。その新法では、弁当容器や菓子袋など、容器包装と文房具やおもちゃなどを一括回収することを市町村の努力義務とする規定が設けられています。

そこでお尋ねいたします。市においては、この新法施行をどのように受け止め、どのように対応したのでしょうか。

次に2点目として、市では現在プラスチックごみ再資源化のため、分別収集に取り組んでいただいておりますが、分別が不十分であると聞いたことがあります。

そこでお尋ねいたします。新法施行によりプラスチックごみの回収方法について、今後変更はあるのでしょうか。また、変更がある場合は、どのようになるのでしょうか。

次に3点目として、製品の設計からプラスチックの廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組として、4Rあります。リデュース、製造のための消費する資源を減らすこと、リユース、使用済みの製品を繰り



返し使用すること、リサイクル、廃棄された製品を原材料等として利用すること、リニューアル、製造に使用する資源を再生が容易なものに置き換え、廃棄を前提としないものづくりをすることを促進するための措置を講じることとされています。

そこでお尋ねいたします。市では新法施行に伴い、市民や事業所への啓発はどのように行ったのでしょうか。

次に4点目として、国では新法施行に伴い、市町村が実施するプラスチック使用製品、廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費等について、特別交付税措置を講ずることとされています。

そこでお尋ねいたします。この特別交付税措置対象事業とはどのような事業が該当するのでしょうか。また、当市で行っている事業は該当する事業となっているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、プラスチック資源循環法の取組についてお答えします。

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などを契機として、いわゆるプラスチック資源循環法が施行され、その重要性については、市といたしましても認識しているところです。しかしながら、全国的に実施している自治体が少ないのが現状であります。今後、県内外の取組事例などの情報収集に努め、研究してまいります。

なお、ご質問の詳細については、担当の生活福祉部次長から答弁いたします。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員ご質問の2番目の1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、分別基準や収集方法、開始時期などについては、各自治体に対応が委ねられています。同法では、市区町村の役割として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化が定められていますが、現時点では再商品化の委託先となれる環境が整った事業者が近隣にない状況です。

以上のことから、現在、県内の自治体の取組状況などを情報収集しているところですが、今後の回収方法等については、分別の種類が増えれば、市民への負担や混乱を招くことなども考えられることから、拠点回収等も含め、慎重に研究していきたいと考えています。

次に、3点目の市民や事業所への啓発は、についてですが、プラスチックの資源循環に向けた取組については、プラスチック使用製品を設計・製造する事業者、販売・提供する事業者、そして使用する消費者、分別収集、再商品化を行う市区町村が一体に取り組む必要があります。

特に市の役割として、市民に対しては分別収集等の方針が決まり次第、改訂版ごみ分別冊子の全戸配布や市広報紙、市ウェブサイト、住民説明会等で啓発していきたいと考えています。また、事業所に対しては、ごみ減量化の訪問指導に合わせ、啓発に努めたいと考えています。

次に、4点目の特別交付税措置対象の事業とは、また市の事業は該当事業となるのかについてですが、特別交付税措置の対象事業となるには2つの方法があります。1つ目は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法と、2つ目は、市が再商品化計画を作成し、国の認定を受け、その認定、再商品化計画に基づき、再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法です。

今後は情報収集に努め、特別交付税措置の対象事業となるよう取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、令和2年7月からのレジ袋有料化から約3年が経過し、様々な啓発等により、スーパーやコンビニで買物をしていても、マイバッグを持参している方が多く、レジ袋を受け取らないことが一般的になってきているように思います。

そこでお尋ねいたします。令和3年度、市全体のプラスチック量はどのくらいの量となっているのでしょうか。また、令和2年度と比較して、どのように変化しているのでしょうか。そして、粗大ごみとして排出しているプラスチック製品は、今後本市としてはどのような分別になるのでしょうか。

2点目として、新法施行に伴い、市民や事業所への啓発についての答弁をいただきました。今後、本市として内容を精査しながら、排出抑制のための取組を行っていくことになるかと思えます。

そこでお尋ねいたします。本市として、今後のプラスチック廃棄物の排出抑制のための取組があればお答えください。

3点目として、先ほど特別交付税措置の対象事業をお伺いしましたが、本市の財政負担と交付税の措置について、どのような試算となるのでしょうか、お伺いいた

します。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の令和3年度のプラスチックの排出量はどうか、2年度と比較してどうかと、そして粗大ごみのプラスチック製品はどのように分別されるのかについて、お答えいたします。

現行の分別収集による令和3年度のその他プラスチックの排出量は年間で748.33トンであり、令和2年度と比較しますと15.14トンの減量となっています。

次に、粗大ごみのプラスチック製品は、についてですが、これまでのプラスチック製品の粗大ごみについては、プラスチック使用製品廃棄物と粗大ごみとに分類されることとなります。国の示す分別収集の手引では、プラスチック使用製品廃棄物は、衣装ケースや洗面器、ハンガーなどが例として挙げられ、ほとんどがプラスチックで構成されるものとされています。今後、市といたしましては、大きさや附属部品等、基準要件について定めていく必要があります。

次に2点目、今後のプラスチック廃棄物の排出抑制の取組は、についてです。

プラスチック廃棄物の排出抑制の取組については、事業者、消費者、国、地方自治体の全ての関係主体が連携する必要があります。市といたしましては、新法に基づく分別方法等について、市民に対して見える啓発に取り組むとともに、事業所に対しては、自主回収、再資源化の訪問啓発に取り組む必要があると考えております。

3点目、特別交付税措置の試算はどうなるのかについて、お答えします。

令和4年度の特別交付税措置の試算につきましては、市のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に係る質量に対し、省令で定められた単価を乗じた額の50%が措置されることとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に3番目のデジタル商品券の導入について質問を行います。

これまでのプレミアム商品券発行事業は、商工会が発行している紙のもので、その商品券は500円、1,000円の利用で釣銭が出ない仕組みとなっています。しかし、

近年のスマートフォンの普及、または国のDX推進やキャッシュレス化の推進に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、全国的にプレミアム付商品券のデジタル化が進んできています。この商品券のデジタル化では、1円単位で利用可能になり、非接触による感染症対策などに有効で、利用者の利便性が向上するだけでなく、商品券の印刷費や郵送料等の費用も節約でき、また利用状況に関するデータの即時取得等のメリットがあるほか、取扱いする事業者にもメリットがあると言われています。

そこで3点お尋ねいたします。1点目、消費者や事業者にもメリットがあると言われており、また接触を避けることができるため、新しい生活様式にも対応しながら、発行管理業務の効率化も図ることができるデジタル商品券事業について、市の見解をお伺いいたします。

次に2点目として、紙のプレミアム付商品券については、回収集計、換金など、煩雑な作業が必要となる上、先ほども申し上げましたとおり、商品券の印刷費や郵送料、また管理業務に必要な人件費などがかさむことが課題であると言われています。一方、デジタル商品券については、導入する事業所により異なると思いますが、初期費用ゼロ、利用料金は無駄がない、完全従量制で、短期でも利用できる柔軟性があり、導入においても手間がかからないとされています。

そこでお尋ねいたします。デジタル商品券を導入した場合の導入費と発行業務に伴う経費について、概算で結構ですので、それぞれどれぐらいの経費がかかるのでしょうか。また、導入にかかる期間はどのぐらい必要となるのでしょうか。

次に3点目として、先ほども申し上げましたが、全国的にプレミアム付商品券のデジタル化が進んでおり、特に隣接する和歌山市や紀の川市も既に導入しています。また、ある自治体が令和3年8月から9月に実施したデジタル商品券利用者の満足度調査では、デジタル商品券を利用して満足した市民は88%であり、今後、紙商品券とデジタル商品券のどちらを購入したいですかとの質問では、85%の方がデジタル商品券を希望されているとのアンケート結果が公表されていました。

そこでお尋ねいたします。利用しやすいとされているデジタル商品券の導入に向け、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 福岡議員ご質問の3番目、デジタル商品券の導入について、一括してお答えいたします。

岩出市における商品券事業は、新型コロナウイルス感染症により地域経済が低下していたことから、地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、岩出市商工会の事業として実施しました。

キャッシュレス化や非接触対応の観点から、デジタル商品券を導入した自治体もあり、議員ご指摘のとおり、利用者の利便性が向上したという意見もあったと聞いております。デジタル商品券の導入につきましては、加盟店側の初期費用は少額ですが、クレジットカード決済のように、決済手数料が必要であります。また、利用者と加盟店をつなぐ運用者においては、システム開発費や運用管理費などが高額であると聞いています。

和歌山市が実施した例では、発行総額27億8,500万円に対し、システム開発費や運用管理費、商品券販売対応業務、加盟店舗対応業務等の費用など、総額約3億6,000万円、また紀の川市においては発行総額2億2,500万円に対し、総額約3,400万円の費用を要したと聞いています。導入にかかる日数については、先行事例から4か月程度を要するものと、併せて聞いています。

デジタル商品券の導入については、岩出市においては直接商品券を発行しておらず、今後実施する予定は、現在のところございません。

また、岩出市商工会等において導入する場合に当たっては、市の補助金交付要綱に即した場合は支援は可能であると考えています。

さらに、キャッシュレス化は、本来、事業者で進めるものであると考えていますが、国や県の施策において支援事業があった場合は、事業者と協力して推進してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問させていただきます。

先ほどの答弁にありました商品券発行に対する費用についてですが、和歌山市は発行総額27億8,500万円に対し、約13%となる総額約3億6,000万円、紀の川市は発行総額2億2,500万円に対し、約15%となる総額約3,400万円の費用とお答えをいただきました。

岩出市においては、さきの紙の商品券の発行に伴う費用は幾らかかったのでしょうか。また、内訳もお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

岩出市において、紙の商品券の費用は幾らか、また内訳についてですが、令和3年度に実施しましたプレミアム付商品券事業経費は、発行総額5億円に対し、約8%となる総額4,295万9,345円です。その主な内訳ですが、商品券販売対応業務に875万円、商品券作成印刷業務に1,180万円、加盟店舗対応業務に720万円、商品券換金管理業務に760万円などです。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、高校3年生までの子供医療費無償化について、歯の健康について、教員の職場環境についての3点について質問をさせていただきます。

最初に、高校3年生まで、いわゆる18歳までの医療費無償化についてです。本年2月28日、厚労省が発表した人口動態統計の速報値によると、2022年の国内出生数は国内で生まれた外国人も含め79万9,728人で過去最少となりました。80万人を割り込んだのは1899年の統計開始以来初めてで、日本人の出生数に限れば77万人にとどまると見られております。

コロナ禍において、想定を大きく上回るスピードで進み、政府の将来推計によりますと、少子化のペースは11年も早まっているとのこと。出生数は、岩出市においても平成12年の698人をピークに年々減少し、令和3年には406人とどまりました。岩出市の全人口につきましては、国勢調査によりますと、平成17年、市制発足の頃まで一気に増加し、微増ではありますが増加し続け、現在は横ばい状態であります。同じく国勢調査で、19歳までの子供と65歳以上の高齢者の数を調べてみましたところ、平成17年には子供の数1万2,465人に対し、高齢者の数6,873人、平成22年には子供の数1万1,406人に対し、高齢者の数8,625人、平成27年には1万1,184人に対し、1万1,180人、令和2年には1万186人に対し、1万2,849人と逆転しており、県下の中でも高齢人口比率が低く、微増ではありますが、人口増の本市

においても少子高齢化は進んでおります。

そこで、1つ目の質問ですが、少子高齢化が進む中、市の将来像についてどうお考えなのか、お答えください。

2つ目に、出生数は減少傾向にあります。市当局の取組で道路も各地で整備され、商業施設の出店も多く、和歌山市内や大阪方面へのアクセスもよくなり、便利で住みよい環境が整う中、転入者の数も増えております。その中で、転入・転出による子供の人口の増減はどのようになっているのか、教えてください。

そして、少子化対策としまして、現在、国会でも大きく取り上げられておりますが、21年の出生動向基本調査によりますと、18歳から34歳の未婚者は男女ともに8割以上が結婚を考えており、希望する子供の数は約1.8人だそうです。この結婚や出産に関する若い世代の希望をかなえられる支援があれば、少子化を抑えられる可能性はあると思います。もちろん経済的な基盤の安定、賃上げは大事であります。また、各自治体における児童手当や医療費の助成、幼児教育や高等教育の無償化など、子育てに係る経済負担を一層軽減する必要があると思います。

特に本市の子供医療費助成制度につきましては、2015年に入院医療費助成の対象年齢を中学校まで引上げ、通院費においても、小学校、中学校とも助成対象外から一部助成するなど、議会と行政が一体となり、対象を拡充してまいりました。

このほど全国各地で助成制度の拡充が発表される中、和歌山市や橋本市など、近隣自治体においても例外ではなく、高校を卒業するまで無償化に向けて所得制限や一部負担などの撤廃を発表しております。

長引くコロナ禍や物価高騰による子育て世代の生活への影響や病院の受診控えの課題が浮き彫りになり、子供たちの生活を近隣地域の子供たちとひとしく守るためにも、高校を卒業するまでの医療費の無償化への考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の1番目、高校3年生までの子供医療費の無償化についてお答えします。

まず1点目の少子高齢化が進む中で、市の将来像についてですが、少子高齢化、特に少子化対策については、首相が異次元の少子化対策に乗り出すことを明言し、6月末に政策と財源を示すことを表明しています。

本市においては、これまで高齢化率の低い若いまちとして様々な施策を進めてまいりましたが、全国的に少子高齢化が進む中、本市においても例外ではなく、徐々

に少子高齢化が進み、将来的には大きな課題となることが予想されます。

このような状況の下、市の人口減少対策として、福祉分野においては、子供を産み育て、高齢者、障害者をはじめ、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりのため、各事業に取り組んでいます。

その中で、少子高齢化対策として、令和5年4月から1年前倒しで、こども家庭センターを設置し、全ての子供、妊産婦、子育て世帯に切れ目ない支援を行います。今後も第3次岩出市長期総合計画に基づき、市の将来像である「活力あふれるまちふれあいのまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてまいります。

次に、ご質問の2点目、転入・転出による子供人口の増減についてですが、ゼロ歳から18歳までの区分でお答えします。

令和2年度は、転入者は252人、転出者が209人で、差引き43人の増、令和3年度は、転入者が263人、転出者が212人で、差引き51人の増、令和4年度は、転入者が301人、転出者が244人で、差引き57人の増で、令和2年度から令和4年度までの直近3年間で、転入者は816人、転出者は665人、差引き151人の増となります。

次に、ご質問の3点目、子供医療費の拡充の考えは、についてでございますが、本市における子供医療費助成制度につきましては、これまで議会において何度か説明しておりますが、段階的に無料化の対象年齢を拡充するとともに、現物給付化に取り組んでまいりました。市においては、限られた財源の中で、子育て支援施策をはじめとする様々な福祉施策として、健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉、障害者福祉の充実、良好な生活環境の確保等、あらゆる世代に対して、バランスの取れた福祉施策を実施していくことなどを総合的に勘案いたしまして、現行の助成制度で推進してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点再質問させていただきます。

転入・転出による子供の人口が、直近3年間で151名の増ということでした。子育てを中心に、住居を考えると計画したときに、子育て支援に手厚い自治体を選ぶことが、今現在、ランキングされております。保育園の待機児童問題、公立学校の給食費支援や医療費の助成制度等ありますが、小学生の保護者の方から、岩出市は交通の便利もよく住みやすかったので引っ越してきたんだと。最近、近隣自治体との支援制度の違いに対し、お声をちょうだいすることが頻繁にございます。

新居を構える方々にとって、自治体ごとの支援制度は重要な課題であると思いま



す。こういった支援制度の地域格差については、本当に国のほうでしっかりと見直すべき課題かとは思いますが、岩出市にとっては、転入者数の減少にもつながりかねないかと懸念するところでございます。

ここで質問です。現在、本市が行っている医療費助成、小中学校までの一部助成となっておりますが、高校3年生までの医療費を無償にしたとき、どれぐらいの予算が必要なのでしょうか。また、今回、国会で我々公明党のほうで、現在、「子育てに安心を この国に希望を」と掲げ、高校3年生までの医療費助成の対象拡大や所得制限撤廃など、子育て世代への支援拡充を盛り込み、今国会に挑んでおります。

この高校3年生までの医療費無償化に向けて、国が何らかの対応をした場合、本市においても、子供たちの育成及び健康維持のため、高校3年生までの医療費無償化を速やかに対応していただけるのか、2点お伺いします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします前に、ちょっと訂正いたします。すみません。

先ほど、私、転入者のところで、令和2年度とか、年度で言いましたが、令和2年、それから令和3年という年ごとの人数でございます。申し訳ございませんでした。

次に、大上議員の再質問にお答えします。

高校3年生まで無償化にした場合、どれぐらいの予算が必要になるのかということと、無償化について、国が何らかの対応した場合に速やかに対応していただけるのかということでしたと思うんですけども、お答えします。

小学生から高校生まで医療費を市が全額助成した場合、年間で約1億1,500万円が必要となると見込まれます。子供医療制度については、議会で繰り返し答弁してきましたが、市町村間で無償化を競わせる制度ではなく、本来、少子化対策として、国において、全国統一に実施すべきものと考えております。これまでも国に対して強く求めてきましたが、今後も国や県に対して、引き続き要望していくとともに、国や県の動向に注視してまいります。

なお、国が子供医療費において何らかの対応を行った場合は、国に合わせて、速やかに対応いたします。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これでは、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目の質問、歯の健康についてです。

歯や口には、食べる、話す、表情をつくる、呼吸をするなど、様々な働きがあります。口の機能のささいな衰えのことをオーラルフレイルといいます。このオーラルフレイルは、滑舌の低下、食べこぼし、かめない食品が増えるなどの症状が見られます。放置すると食べ物が取れなくなり、栄養不足で筋肉が衰え、それがもとで転倒などによる骨折で入院生活が長引き、寝たきりになることもあると言われております。

オーラルフレイルは、体の虚弱体質を意味するフレイルの前段階と言えます。元気でいるためには、オーラルフレイルの段階で健康な口腔機能に戻すことが大事であると言われております。高齢者を対象とした東京大学などによる調査で、オーラルフレイルの人は健康な人に比べ、要介護になる割合が2.4倍、死亡する割合は2.2倍になるとされております。

オーラルフレイル予防のポイントは、歯を失わない、口の機能を保つ、かかりつけ医を持つの3つ、8020運動で言われる歯が20本以上あっても、口腔機能が低下すると、かむことや飲み込むことが難しくなり、歯が失われる原因の約4割が歯周病で、自分で十分に歯を磨いていると思っても、実は不十分なため歯垢が残ってしまいます。歯科医院で専門的に歯垢などを除去すれば、予防することができます。

ここで質問です。歯周病から来る健康被害はどのようなものがあるのか。また、市のほうでも歯周疾患検診を行っているとのことですが、対象者とその案内方法、受診率についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の2番目、歯の健康についてお答えします。

1点目の歯周病から来る健康被害についてですが、歯周病については、日本糖尿病学会や日本歯周病学会において、糖尿病との関連性が示されるなど、歯周病と様々な病気の関係が指摘されており、歯周病予防の重要性はますます高くなっています。

2点目の歯周疾患検診の対象者については、歯周病予防早期発見を目的として、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢を迎える市民が対象で、令和4年度は40歳は

596人、50歳が1,005人、60歳が732人、70歳が694人の計3,027人となっています。

3点目の案内方法と受診率については、対象となる方に、毎年4月下旬に圧着はがきによる個別通知をするほか、6月号の広報いわでや市ウェブサイトでお知らせしているところです。

受診率については、令和3年度で7.7%、令和4年度は3月6日時点で7.8%となっています。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 全国的にも、40歳以上の10年ごとの検診率は低いとされております。また、30歳代は歯周炎が発症しやすい年齢であり、それ以前の若年期からの予防的メンテナンスが必要であります。しかし、高校卒業時から40歳までの約20年間に義務づけられた歯科検診は、現在のところ存在しないのが現状です。

政府が昨年示しました経済財政運営と改革の基本方針2022に、全ての国民に毎年の歯科検診を義務づける国民皆歯科検診の具体的検討が盛り込まれました。国民皆歯科検診とは、全ての世代の国民が生涯にわたり歯科検診を受けられる制度であり、今後、数年のうちに国民に毎年の歯科検診が義務づけられる可能性があるとのことです。

目的は、先ほどの答弁にもありましたが、歯周病によって起こり得る様々な疾患の発症や進行を抑制し、健康寿命を延ばすことで、医療費の抑制を目指すものであります。そして、何よりも健やかな生涯を送ることは、誰しもの願いであると述べられております。

この国民皆歯科検診について、本市の見解と現在受診率が低いということで、この受診率の向上に向けて、今後の取組方法についてお聞かせをください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えします。

まず受診率が低いというほうから、歯周疾患検診の受診率は、令和2年度、厚生労働省資料によりますと、5%となっております。

それから、国民皆歯科検診のことについてなんですけれども、現在、国から具体的な内容が示されておりません。今後、情報収集するなどして、調査研究に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これでは、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 3番目の質問、教員の職場環境についてです。

教員の採用や配置については都道府県教育委員会などが担い、児童生徒数や定年退職する教員数の将来的な見通しを基に、計画的に行うものです。そして、想定していた以上に、出産や育児、病気で休む教員や必要な学級数が増えた場合、従来は教員採用試験を目指す教員免許保有者らを臨時教員、講師として採用し、補ってきました。

しかしながら、文科省による初めての調査によると、この講師さえ確保できない実態が浮き彫りになっているとのことです。調査は計画的な採用に役立てるために、68の都道府県・政令都市教育委員会などに実施し、昨年4月の始業日と5月1日時点の実際の配置を集計したところ、全国の公立小中高校、特別支援学校で始業日時点で2,558人の教員が不足。始業日時点の学校種別では、小学校が4.9%に当たる937校で1,218人、中学校では7%の649校で868人が不足するなどしていたそうです。

5月1日時点では欠員は解消できておらず、全体では1,591校で2,065人が不足していたとのことです。こうした事態に対し、小学校では教頭先生などの管理職が学級担任を代替したり、中学校や高校では教科担任の不足で、一時的に必要な授業が行えなかったりする影響があったということです。背景には、団塊の世代の大量退職に伴い、多く自治体が採用数を増やしたことで、講師の候補者が正規採用され、代替要員となる人材が不足していることが指摘されています。

世代交代で若返りが進む現場では、子育て期と重なり、産休・育休を取る教員が増えている事情があると思います。

ここで質問ですが、このような全国的な教員不足についての本市の見解は。また、本市の休職中の教員数は理由ごとにどれだけいるのか。さらに長時間労働を強いられ過酷な職場で敬遠されることから、教員志望者が減っていることも一因とされており、21年に採用された公立学校教員の採用試験実施状況は、受験者の減少などで小学校の競争率は2.6倍と、前年の2.7倍を下回り、過去最低を更新。中学校は4.4倍で、1991年度の4.2倍に次ぐ過去2番目の低水準だった。背景には少しでも安定した就職先を決めたい学生は、教員を目指していても、先に民間企業の内定が決まれば、そこを選択してしまうとの指摘もあり、教員採用試験の前倒しも検討され

ているということです。

本来、授業を含め、子供と向き合うことが教育現場であるはず。そのための事務書類の作成、コロナ禍のなかでの感染対策等、教員のサポートを行うスクールサポートスタッフの配置を行っているということですが、本市の各学校の状況はいかなものでしょうか。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の教員の職場環境についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、教職員の人事につきましては、和歌山県教育委員会の管轄になりますことを申し上げておきます。

1点目について、全国的な教員不足についての見解ですが、岩出市立の小中学校では、年度当初に配属される教員に関して不足はありません。その後、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、病気休職の取得や途中退職などで不足が生じることはあります。

岩出市立の小中学校では、3月1日現在、休暇取得者及び休職者、途中退職者分の6人の補充教員が不足しております。従来、さきに述べた理由で欠員が生じたときは、県教育委員会において教員採用試験に合格していない教員免許取得者を補充教員として、臨時的に任用しておりましたが、団塊の世代の大量退職と新規教員の大量採用で、現在、臨時的任用教員の数が不足している状態です。退職教員を臨時的に任用し、補充していただいているところですが、100%補充できている状況ではありません。

本市においては、県や近畿・全国教育長会、全国市長会を通じて、国に対して教員数の確保を要望しているところであり、岩出市広報においても、令和4年4月号より補充教員の募集を呼びかけているところでございます。

令和4年7月に教員免許更新制度が廃止になり、現在は教員免許を取得している方ならどなたでも県教育委員会の面接を経て、合格すれば補充教員として採用することができます。皆様方のご協力を得ながら、補充教員を探している状態でございます。

次に、2点目の現在休職中の教員数でございますが、3月1日現在で、育児休業取得者が16人、産前産後休暇取得者が5人、病気休暇取得者が2人、病気休職取得者が3人の合計26人です。

3点目の教員業務支援員についてであります。現在、市内8校中7校に配置さ

れております。残り1校については、勤務者が見つからなかったため、早期に任用できるように県教育委員会に要望しております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 子供は未来の宝であり、子供が幸せになるための学校教育は不可欠です。中でも教育現場で子供と向き合う教員は、子供にとって最大の教育環境であると思います。そして、教員の長時間労働が深刻化しており、働き方改革の1つとして、公立中学校の部活を地域のスポーツクラブなどに委ねる地域移行が、2023年度から段階的に始まるとのことですが、部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校や移行先だけでなく、保護者や行政などの関係者等が連携し、丁寧に進める必要があると思います。

教員の働き方改革だけではなく、部活動はスポーツや文化活動を通じて、子供たちの健やかなる成長を促すという役割がありますが、地域移行については様々な課題も多いかと思います。本市としましても、公立中学校のクラブ活動の地域移行について、どのように推進していくのか、現時点での考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

令和4年12月の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、令和5年度は地域の調査期間とし、令和5年から令和7年度末を改革推進期間とするとされました。これを受けまして、和歌山県において、令和5年度当初に県協議会を立ち上げ、関係者説明会や課題交換会を開催することとなります。本市におきましても、国の定める改革推進期間内の休日運動部活動の地域移行を目指して、準備を進めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時ちょうどから再開いたします。

休憩 (10時42分)

再開 (10時58分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、8番、吉本勸曜議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議長の許可をいただきましたので、8番、吉本勸曜、一般質問をさせていただきます。

今議会では、物価高が続く中において、学校給食費が値上げされるということで、1点目として、学校給食費についてお聞きしたいと思います。また2点目として、高齢者用スポーツ施設についてお聞きしたいと思います。

それでは、1点目の学校給食費についてであります。物価の高騰が止まらない状況が続いている中、個人的に、学校給食費にも影響があるんであると思うんですが、本年4月から小中学校等に1食につき20円ずつアップすることが、市長の施政方針で示されました。

このことを受けて、家族にも話をさせていただきました。日々買物する娘たちにもこのような情勢では仕方がないだろうなというふうなことも聞いております。

学校給食費については、県内全ての学校では完全に実施されておらず、今も弁当手持ちの学校もあると聞いております。私の中学校時代は給食がなく、毎朝、早くから親が弁当を作ってくれていましたが、保護者にとっては、低額で栄養バランスも考えられた学校給食は本当にありがたいものだと感じています。

最近、自治体によって学校給食費を無償化するという風潮があり、県内でも幾つかの自治体で無償化をされております。

まず1点目の質問として、小中学校ともに1食20円アップするということですが、この根拠についてお聞きします。どのような根拠によって20円という金額が出ているのか、詳細にお答えください。

また、その考え方についてであります。子育て支援策として、学校給食費の無償化という流れがある中、値上げするということですが、無償化に対する考え方をお聞きしたいと思います。

次に2点目ですが、学校給食費を値上げすることを決定した過程において、様々な議論があったと思いますが、決定に至った経緯とパブリックコメントを実施しているようですが、その中ではどのような意見があったのか。例えば、賛成意見、反対意見等、具体的にお答えください。

次に3点目に、現在の物価高騰がいつ終わるか分かりません。上がり続けるのか、あるいは時期が来たら元の物価に戻るのか。今回の値上げの理由が物価高騰であるのであれば、物価高騰がさらに続けば、今後も値上げする可能性は否定できないと思います。逆に物価が元の価格に戻れば、値下げする可能性もあるのかと思います。

昨年度は、国の地方創生交付金を活用して、物価高騰分を交付金で補填できたことで、値上げには至らなかったと思いますが、今後こういった交付金が制度化されれば、どのように対応するのか。いろいろと考えておかねばならないことであると思います。学校給食費に対する基本的な考え方と賄材料における環境の変化等に対する考え方について、どのように考えているのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 吉本議員の学校給食費についてのご質問に、一括してお答えいたします。

まず1点目、1食20円の値上げの根拠と考え方についてであります。今年度、特に令和4年6月以降の急激な物価高騰は、給食の食材費にも大きな影響を及ぼしております。食用油1斗缶約42%、サバ1切れ23%、鳥のむね肉は33%、冷凍コーンが約17%の値上げとなっております。各食材の価格上昇分を算入して、9月に給食費の試算をしたところ、1食当たり、小中学校とも18.29円上昇する結果となりました。

実際、3月初めに、令和4年7月から令和5年1月までの支払い実績で計算いたしますと、1食当たり、小学校で19.3円、中学校で20円、賄材料費が上昇しております。各小中学校の校長、給食担当、保護者代表で構成しております岩出市学校給食運営委員会において、3回の審議を経て、値上げ金額が決定され、令和5年2月6日、教育長宛てに委員長より意見書が提出されました。

2月の定例教育委員会においては、この意見書を基に、議案の審議を行いまして、今後も学校給食法の規定に基づき運営し、1食当たり20円値上げの議決をいただきましたが、今後の国の臨時交付金など、活用できるものが整えば、値上げ相当額について、速やかに保護者負担の軽減を行うこととすることをご意見をいただいております。

次に2点目、パブリックコメントでのご意見ということですが、値上げに対する反対意見や無償化を求める意見、一時的に必要な措置かもしれないが、保護者負担軽減の条件を整える。ことを検討してもらいたいなどの意見がありました。

一方で、物価高騰に伴い、栄養バランスや量を低下させず、子供たちが喜ぶ質の



高い給食を提供してほしい。市販の弁当なども値上げしており、改定は仕方ないが質や量は維持してほしい。オーガニック食材を使用してほしい。人気メニューを家庭でも作れるようにしてほしい。こういった意見もあり、賛成9件、反対7件の計16件の意見をいただいております。

3点目、今後の学校給食についての考え方についてですが、学校給食は児童生徒の心身の健全育成のため、これまでどおり栄養バランスと量を保った学校給食を提供することが重要であると考えております。

物価高騰のあおりを受けて、質を低下させたり、1品減らしたりすることは、学校給食の本質から外れるものであると考えます。学校給食摂取基準に基づいて、栄養分やカロリーを計算した上で作っておりますが、有償であるからこそ食材に対する見方も厳しくなりますが、無償にすることで保護者の学校給食に関する興味、食材に対する興味も薄れるのではないかと思います。

学校給食費については、これまでも議会でお答えしているとおり、学校給食法第11条第2項の規定に基づき運営してまいります。現在、全国市長会を通じて、物価高騰に対する財政措置を要望しておりますので、市単独での補助金や無償化については考えておりません。今後も献立や食材に関する保護者の方々からのご意見をいただくよう努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 先般の岡山県備前市がマイナカードのインセンティブで、マイナカードを申請すれば給食費を無償化するという問題があります。備前市の市長の話でも、学校給食は有償と決まっていると言っていました。法律上は、それで正しいのだと思います。

ただ、ちょっと気になるのが、さきの和歌山県知事選挙において当選された岸本知事が、保護者の負担軽減策として、学校給食費を上げておられたように記憶しています。県議会においても、この件について質問されていて、県内全ての児童生徒の給食費を無償化すると毎年33億円の財源が必要となり、恒久財源の確保が必要になることから、負担の手法を含めて検討すると答弁されています。今後、県において財源が確保され、県による新たな就学援助制度が確立された場合は、岩出市教育委員会としてどうするのか、仮定の話となりますが、今後の考え方についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

国の臨時交付金同様、県において新たな就学援助制度が確立されれば、教育委員会としてもその制度を活用して、保護者の皆さんの負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、吉本勸曜議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 次に、2番目の高齢者用スポーツ施設について質問させていただきます。

岩出橋から建設予定地が見えるので、岩出橋を渡るたびに見させていただいております。水量値を考えて盛土をしているようにも見えますが、私も完成を待ち望んでいる一人であります。

令和5年度の当初予算においても、体育施設費の工事請負費に多額の予算が組まれていますので、いよいよ本格的な工事に入るのだと考えているところですが、この点について何点か質問させていただきます。

まず1点目として、本施設の進捗状況についてであります。現在の状況と令和5年度の工事関係が終われば完成するかどうか。完成時期をいつ頃と考えているのか、お答えください。

2点目に、施設完成後、すぐにオープンされると思いますが、聞くところによりますと、芝生がなじむのに何か月間かなじませる期間が必要と聞いております。そういった期間も含めて、オープンのめどとして、いつ頃を考えているのか、お答えください。

3点目は、施設の名称の問題であります。せっかく整備した施設も市民の方々に利用していただかなければ意味がありません。岩出市では、過去に新しく建設した施設の名称を考える際に、例えば、総合保健福祉センターをより市民の身近な施設として利用していただくために、愛称を公募した経緯もあります。結果として、あいあいセンターとつけられ、市民からは親しまれております。

今回の高齢者用スポーツ施設については、名称だけを見ると、高齢者しか利用できないのかということにもなると思いますので、その名称は非常に重要であると思っております。市民の皆さんが利用でき、愛される公共施設として市民からの公募

も含めて、親しみを感じる名称にすればと考えますが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 高齢者用スポーツ施設についてのご質問に一括してお答えいたします。

この施設につきましては、性質上、教育部が管轄する施設であります。ただオープンまでの施設等整備につきましては、事業部さんにご協力をいただいているところでもありますので、事業部さんからの実績報告に基づき答弁させていただきます。

まず1点目の進捗状況についてであります。平成29年3月、市議会からのご意見を受け、高齢者が幾つになっても生き生きと心身ともに健康で充実した日々を過ごすことができるよう健康増進と人と人の交流を深めることを目的に、岩出市行政区域内の旧岩出橋下流の紀の川左岸河川敷にパークゴルフ場等の整備を計画いたしました。

工事着手については、当初、パークゴルフ場等の整備予定地内で、県が実施していた旧岩出橋撤去工事が完了する令和4年6月以降に予定をしておりましたが、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と協議を進めていく中で、河川敷であるがゆえに冠水による被害、また進入路が交通量の多い道路に接続しているため、利用者の往来の安全確保等への検討が必要になりました。これらの新たな課題を解決するため、国土交通省のみならず、和歌山県、岩出警察署及び紀の川漁業協同組合も交えて協議を行っているところであります。

これらの協議を踏まえ、冠水対策として、過去の水位を参考に、流水による影響のない範囲で盛土によるかさ上げを行い、また土砂の流出防止対策として張りブロックによる法面保護を施工するほか、堤防道路からの進入路についても流出しにくい構造とすることで対策を行います。

利用者の往来については、堤防上の県道和歌山打田線に右折レーンを設け、施設への進入車両の安全を確保するよう計画しております。

また、令和4年度の市政懇談会でも要望いただいております船戸地区から岩出橋南詰交差点を横断することなく、施設へアクセスすることが可能となる進入路につきましては、岩出橋上流側から河川敷に下りることができるスロープの設置等を追加することとしております。

これらの盛土並びに進入路工事については、現在、県が実施している旧岩出橋撤去との調整が必要であることから、県の工事が完成する令和5年6月以降で、出水期を避けた令和5年10月16日以降に高齢者用スポーツ施設整備工事に着手し、早期

完成を目指してまいります。

施設並びに利用者の安全確保、さらには県工事の活用による費用削減等を行った結果でございますので、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目のオープン時期についてであります。パークゴルフ場の芝生の施工時期については、張芝工法の適切な時期である1月から2月頃に芝生を張る計画としております。養生期間として約6か月を見込んでおりますので、オープン時期は令和6年8月頃と考えております。

次に、3点目の施設の名称についてであります。議員ご指摘のとおり、高齢者用としますと、高齢者専用という誤解を与えかねません。パークゴルフにしても、ペタンクにしても、若い世代が取り組んでいる親しんでいる現状において、高齢者という名称は入れるべきではないと考えております。

対岸には地域名を入れた大宮緑地総合運動公園もありますので、関係団体及び各階層にご意見をお伺いしながら検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 ありがとうございます。私も大変心待ちにしておりますので、一刻も早く完成していただきたいと思っております。

私は、現在、和歌山県ペタンク協会の副会長をさせていただいておりますし、パークゴルフにも大変興味がありますので、本当に皆様からの連絡をお待ちしております。

再質問ですが、やはり河川敷ということで、台風等の場合の浸水が気になります。対岸の大宮緑地公園を見ますと、浸水したことはないと思っておりますが、左岸のほうも心配であります。具体的な根拠があればお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

台風等の場合の冠水についてということでございますが、施設の冠水対策として、国土交通省と協議した結果、死水域で盛土が可能となり、それ以外の箇所はキャンセル掘削を行い、盛土により対策を行います。盛土を実施するに当たり、対象とする河川水位につきましても、国土交通省による過去の水文水質データ、これ2008年から2022年の13年間ですけれども、最高水位が平成29年10月の台風21号の水位です。これは旧船戸観測所で6.56メートルであることから、これを対象水位として、施設

の計画地盤高は、この水位高からさらに盛土した高さで整備する計画としています。

なお、高齢者用スポーツ施設の整備を予定している箇所につきましては、最高水位を記録した平成29年度と比べますと、河川の流水を阻害しておりました旧岩出橋の12基の橋脚が撤去されています。また、橋脚を保護していた護床ブロックについても併せて撤去されたことによりまして、河床の柔軟な変動が可能になったことから、これらは出水期の水位低下に寄与するものと考えられます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、吉本勸曜議員の2番目の質問を終わります。

以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で3点についてお伺いいたします。

1点目は、支え合い助け合う地域社会の構築について、2点目は、空き家対策について、3点目、介護支援ボランティアについて、お聞きいたします。

それでは、1点目、支え合い助け合う地域社会の構築についてです。

内閣府の高齢者白書によりますと、65歳以上の人口は団塊の世代が65歳以上になった平成27年に3,387万人となり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和18年には高齢化率が33.3%で、3人に1人が65歳以上となると推計されています。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の日常を支える取組がますます重要となってきます。

そこで、高齢者をはじめ自立が難しい人々が、安全で安心して暮らせる支え合い助け合う地域社会の構築について質問いたします。

まずは、食品など日常の買物に困っている高齢者などを支援するための取組についてお聞きいたします。

次に、認知症高齢者は、2025年には約700万人に増加すると推計されております。以前、公明党で実施した100万人訪問調査運動では、認知症になった場合の不安の声が一番多く聞かれました。認知症の対策は、医療、介護はじめ生活支援、権利擁護など、総合的な施策が求められます。家族や友人、知人の認知症の当事者への適

切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の方や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要です。

そこで、2点目として、認知症の人や家族が安心して暮らせる対策についてお伺いいたします。

次に、社会の高齢化や核家族化の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しているという点についてです。文部科学省と日本総研が小学6年生と大学3年生を対象に行った実態調査によりますと、小学6年生の15人に1人、大学3年生の16人に1人がケアを行っている家族がいると答えています。

ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけでなく、家族の介助や通院の付添い、薬や金銭の管理、兄弟姉妹の世話や見守りなど、生活のあらゆる場面にわたります。そのため日常的に自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障を来すなど、ケアを担う子供たち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、介護する人が孤立することなく、当たり前の日常が送れるように、ヤングケアラーを支援するための推進についてお聞きいたします。

次に、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の命を守るための対策強化が必要です。近年、気象庁では洪水情報をより正確により早い段階で予測する体制の強化も進めています。

そこで、気象庁の最先端の情報を活用して、災害時に高齢者や障害者の命を守る、逃げ後れにならない対策が重要です。本市における地域防災力の向上への取組の強化についてをお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の1番目、支え合い助け合う地域社会の構築についてお答えします。

まず1点目、日常の買物などへの支援の推進は、については、要介護認定を受けている方の買物支援については、介護保険制度の訪問介護のサービスを利用し、ヘルパーが本人に代わり買物する支援を行っています。また、要介護認定を受けている方であっても、実際に商品を見て、購入したい方や要介護認定を受けていないが、買物に行くことが困難な方については、民間の移動スーパーやカタログで選べる宅配業者を紹介するなど、それぞれの方のニーズに合わせた支援をしています。

続いて2点目、認知症の人や家族も安心して暮らせる対策は、については、高齢

化の進展に伴い、今後も認知症の方の増加が見込まれる中、認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせることのできる体制づくりは重要です。

市では、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り支える応援者を増やすために、認知症サポーター養成講座を実施しています。また、認知症等により行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期発見、保護できるよう、見守り愛ネットワーク事業や認知症の方とその家族が、地域の人や専門職などと交流したり、相談できる場として、認知症カフェ事業を実施するなど、様々な取組を行っています。

また、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症や認知症が疑われる方とその家族を訪問し、初期の段階で必要な医療や介護サービス等の導入ができるよう、家族支援の充実を図っているところです。

今後も地域全体で認知症に対する理解が進むよう、認知症施策のさらなる充実に努めてまいります。

次に3点目、ヤングケアラー等への支援の推進は、については、ヤングケアラーは一般的に本来は大人が担うとされているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこととされています。

ヤングケアラーは、本人をはじめ家族や周囲の大人の認識がない場合も多く、支援が必要なレベルであっても、表面化しにくいことに加え、子育てや介護、生活困窮など、複合的な問題を抱えているケースが少なくありません。

市では、まずヤングケアラーについて、気づき、知ってもらい、身近な大人や学校、市役所への相談につながるよう、広報紙への記事掲載、パンフレットの全戸配布、小中学校へのチラシの配布など、周知啓発に取り組んでいます。

現在、本市ではヤングケアラーと思われるケースはありませんが、これはケースとして上がってきていないということですが、発見した場合は相談に応じるとともに、必要な支援につなげてまいります。

続いて4点目、地域防災力の向上への取組の強化は、については、近年、風水害や地震など、多くの災害が発生する中、ふだんからの防災体制が重要となっています。市といたしましては、避難行動要支援者支援制度において、要介護等認定者や障害のある方などの災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成するとともに、名簿情報の提供に同意した方の名簿を平常時から、消防、警察、民生委員児童委員等の避難支援等関係者に提供することで、災害発生時の安全な避難や支え合いができる地域づくりにつなげていきたいと考えています。

名簿情報提供に同意されている方は、令和5年2月末時点で371人、うち個別避難計画作成済みの方は157人です。本制度について多くの方々にご理解いただけるよう、今後も周知啓発に努めてまいります。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の4点目について、市民全体についてお答えいたします。

地域の防災力を持続的に向上させていくことには、区自治会を中心とする自主防災組織をはじめとし、消防団などの関係団体が互いに連携し、防災に取り組める環境を整備していくことが重要と認識しております。

大規模災害発生時、逃げ後れる人を出さない初動体制の確立を市の地域防災活動の最重要課題と捉えており、まず地域での避難場所の確定と把握を行い、発災時には各地域での避難者の確認を行い、避難行動要支援者をはじめ、全ての人が慌てず迅速に避難行動ができるよう、地域の実情に合わせて、消防団、消防組合、警察などの関係機関、自主防災組織及び両支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員及び民生委員児童委員と連携を図ってまいります。

また、各種防災教育をはじめ、地域防災訓練の実施や各地域における自主訓練の支援など、市民の防災意識の向上に取り組むとともに、豪雨や台風といった災害を想定し、事前に取り組むべき防災行動を時間軸に整理したタイムラインの周知も含め、効果的な防災啓発に努めてまいります。

自主防災組織の活動に対しては、地域における訓練等の自主防災活動に係る補助制度を設けているほか、市職員による防災講座や那賀消防組合による訓練指導などの支援を実施しております。

結成促進についても、新たに設立した自治会が自主防災組織を結成した場合、資機材購入補助や結成に係る相談、地域での説明会の実施など、ハード・ソフトの両面から新規結成をサポートしており、引き続き活動の活性化、結成促進に向け、周知啓発を実施してまいります。

地域防災力の担い手である消防団の充実強化といたしましては、各消防団が所有している小型動力ポンプ付積載車の車両更新の年次計画により進めており、これまでに18回の車両更新が完了し、残りは3台の計画となっております。また、消防関係施設等の拡充強化を図るための補助制度や消防団活動に必要な防じんマスクなど装備品の調達、団員の処遇改善等を図っているところです。

さらに、令和4年度には東公園プール跡地を防災機能を備えた防災公園として整備し、これで災害時の活動拠点となるさぎのせ公園、岩出市交通公園及び東公園の



3 拠点が完成しました。今後も施設整備の充実を図り、災害時の拠点施設としての機能を高めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点目の認知症の人も家族も安心して暮らせる対策としては、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を見守り支える応援者を増やすために、認知症サポーターの養成講座を実施しておられるということですが、これまでに何名の方が養成講座を受けられたのでしょうか。また、目標の人数があればお答えください。

そして、今年の2月頃、高齢者の行方不明のお知らせが防災行政無線で放送されておりました。市民への協力呼びかけとともに、早期発見、保護ができるよう協力機関である見守り愛ネットワークに情報発信をされるとのことですが、この見守り愛ネットワークの協力団体は何件あり、どのように情報発信されるのか、お答えください。メールやアプリで一斉に発信できるものかをお聞きいたします。

また、避難行動要支援者制度についてなんですけども、名簿情報提供に同意しておられる方が371人おられるということなんですけども、同意されていない方の割合はどれぐらいなんのでしょうか。また、災害時には同意していない方はどうなるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず、認知症サポーター養成講座の受講者数と目標人数ということと、それから見守り愛ネットワーク事業の協力団体は何件かということなんですけども、認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和5年2月末時点で2,926名、そのうちキッズサポーター、小学生の受講者なんですけども、それは912名です。令和5年度の目標につきまして3,430名としています。

それから、見守り愛ネットワーク事業の協力事業者は、令和5年2月末時点で168件、内訳といたしましては、岩出市が92件、それから紀の川市76件となっています。

情報発信の方法ですが、メールでの一斉配信またはファクスとなります。

次に、避難行動要支援者支援制度の名簿提供に同意していない方の割合はということと、その方はどうなるのかということをございますけども、名簿情報提供に同意

していない方は、同意、不同意の意思表示ができない方も含め、令和5年2月末現在で78%となります。今年度も順次制度案内通知を送付しているところであり、今後も進めてまいります。

また、名簿情報提供に同意していない方は、災害時、どうなるのかについては、災害対策基本法によって、災害時は避難支援等実施に必要な限度で、本人の同意を要せず名簿情報を提供できるとされております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の空き家対策についてお伺いいたします。

全国で増え続ける空き家の問題に対処するため、国土交通省の有識者委員会は、本年2月7日、今後の対策の在り方を取りまとめました。自治体による空き家の活用推進や管理不全物件に対する税優遇の解除などが柱です。空き家が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生などの面で地域環境に悪影響があるため、対策を強化することが重要です。

本市においても、少子高齢化の影響により人口減少、高齢者世帯の増加、また高齢者による介護施設の利用や新築住宅の需要が高まる中、空き家を取り巻く環境が厳しく、将来的な増加が心配されます。また、空き家の管理については、居住地、管理能力、相続問題など個別の問題も多く、なかなか解決できないのが実情と思われれます。

そこで質問です。現在の空き家の件数と実態把握の方法をお聞きいたします。

次に、これまでの空き家対策についてをお聞かせください。

また、質疑の答弁にありました県の空き家バンクについても答弁願います。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の2番目、空き家対策についての1点目、空き家の数と実態把握の方法についてお答えいたします。

空き家の実態把握については、現地調査に手間と費用がかかることから、初期のデータに問合せ件数を加えるなど、各自治体がそれぞれの手法で取組を行っています。本市では、空き家対策に関する基礎データの充実を図るため、令和元年度から

毎年度、上水道給水中止情報に基づく未利用物件の状況調査を実施しています。

内容につきましては、上水道の給水中止物件及び年間使用水量ゼロ立米の物件のうち、居住されていない住宅を抽出し、未利用物件を把握するもので、令和4年6月末時点の調査件数は565件となります。

また、空き家件数については、近隣住宅等に悪影響を及ぼすなど、管理不全物件が空き家問題の対象となることから、市が把握している空き家件数につきましては、令和5年3月1日時点で、これまで改善通知等の対応を行った98件のうち、未改善物件の39件となります。

次に2点目、現状はどのような対策を行っているのかについてですが、市では平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、岩出市空家等対策計画を策定し、現地確認や所有者等の調査後、不適切な管理の空き家に対し他法令等との連携を図りながら、所有者等に問題改善や適正管理をお願いするためのお知らせや助言による通知を行い、粘り強く所有者等に対し、管理不全物件の改善を働きかけています。

また、令和4年度につきましては、増加する空き家に対し、将来的な対応を図るための調査検討を行い、令和5年度から未利用住宅の活用を推進し、抑止を図るための空き家バンク事業、管理不全空き家を除却し、周辺環境の保全と地域の土地再生を図るための地域土地再生事業を実施します。

次に3点目、県の空き家バンク事業とは、についてですが、県では、令和4年度に市町村と連携協働の下、県内への移住や二地域居住等を希望する方の住まい探しを支援するとともに、空き家の利活用を促進するため、わかやま住まいポータルサイトを設置し、同時にわかやま空き家バンクの見直しが図られました。このことにより、従来の過疎対策としての要件が見直されたことで、参加市町村が増加し、宅建協会との連携に、物件情報の充実も図られています。

すみません。先ほど、これまで改善通知、対応を行ってきた97件の間違いです。98件と申しました。97件になります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 利用可能な空き家の活用推進として、令和5年度から本市においても、わかやま空き家バンクに参加するということですが、物件の登録、掲載、また空き家の売買や賃貸契約において、どのように進めるのかをお聞かせください。また、老朽等が進み、倒壊の危険性がある空き家への対応についても答弁願います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

空き家バンク事業につきましては、まず空き家の登録を市に申込みいただき、現地確認を行った上で、市が県に登録申請を行います。登録が完了すれば、県のウェブサイト掲載により、広く物件情報が公開されます。また、売買、賃貸契約につきましては、当事者間の民間契約として締結することとなるため、その仲介は県と協定を結んでいる和歌山県宅地建物取引業協会に所属する民間不動産事業者が行いますので、売買、賃貸契約に県や市が関与することはございません。

なお、物件の登録に当たり、当該空き家に係る税の滞納のある場合や老朽、損傷等が著しい場合、土砂災害特別警戒区域に所在する場合などは、わかやま空き家バンクへ登録することはできません。

次に、倒壊の危険性がある空き家への対応についてですが、倒壊のおそれがあるなど、危険な状態にある空き家については、通報や情報提供に応じ、速やかに現地調査を行い、所有者等を調査の上、法に基づく通知を段階的に行うとともに、特定空家への判定を行うなど、行政措置を進めることとなります。最終的に改善されない場合は、代執行による除却となりますが、本来、空き家等の管理は所有者等が行うものであり、個人の財産でもあるため、慎重な判断が必要と考えています。

市では、令和5年度から地域都市再生事業により、寄附受けした空き家等の除却を実施します。空き家の管理体制における1つの選択肢として活用していただくよう、事業周知に取り組むとともに、空き家等の除却による周辺生活環境の保全と地域の土地再生に取り組みます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の介護支援ボランティアについて質問いたします。

1番目の質問でも触れましたが、高齢化の進展に伴う介護需要は、今後ますます増えていくと予想されます。介護予防の取組とともに、介護サービスの支え手の裾野を広げる手だてが必要となります。

この点で注目したいのが、介護支援ボランティアの制度です。これは厚生労働省

が認可した有償ボランティアで、地域支援事業交付金を活用するものです。散歩補助や行事の手伝いといった介護ボランティアなどに参加するとポイントがたまり、商品券などと交換できる仕組みです。参加者本人の介護予防や介護給付費増大の抑制になるだけでなく、ポイント利用が地域活性化にもつながるとして実施する自治体が増え、2020年度までに599の市区町村に拡大しているということです。

日本福祉大学がボランティアポイント制度の効果を検証したところ、調査した自治体では、介護予防と地域活動の参加促進の両面で効果が確認されたそうです。社会活動に参加した人のほうが、参加していない人よりも生きがいを感じている割合が高く、介護ボランティアへの参加には生きがいづくりの意義もあると考えられます。

そこで1番目として、過去5年間の要支援・要介護認定者数の推移についてお聞かせください。

2番目に、本市における介護支援ボランティアの現状はどのようになっているのかをお聞きします。

3番目に、介護支援者育成の考えについてお答えください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、介護支援ボランティアについてお答えします。

1点目、過去5年間の要介護・要支援認定者数の推移について、本市の過去5年の要介護・要支援認定者数を各年度の3月末時点の状況でお答えします。平成29年度は、要介護・要支援認定者数の合計は2,128人、平成30年度は2,154人、令和元年度は2,132人、令和2年度は2,126人、令和3年度は2,169人となります。

続いて2点目、介護支援ボランティアの現状は、についてですが、介護保険の地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能となっておりますが、本市においては、現在実施をしておりません。現在のところ、県内の実施市町村は僅かと聞いておりますが、この事業が介護予防にどの程度効果があるか、今後も他市等の実施状況について調査研究してまいります。

続いて3点目、介護支援者の育成については、市では現在、年2回、高齢者生活支援等担い手養成研修、基準緩和サービス従事者研修を実施しています。この研修では、高齢者の心と体の仕組みや生活支援技術について学びます。

介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準のサービスである訪問型

サービスAなどにおいて、この研修の受講により、ヘルパー等の資格を有していなくても、掃除、買物等などの生活支援のサービスに従事することができます。

また、サービス業務に従事されなくても、本研修は住民の支え合いや地域における高齢者支援等に意欲のある人材育成も目的としておりますので、学びの機会として受講していただくことができます。今後も高齢者を支援する人材育成に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 介護支援ボランティア制度を導入している東京都稲城市のことなんですけども、稲城市では、65歳以上の方がボランティアとして介護支援を行った場合にポイントが付与されます。ポイントに応じて、年間最大5,000円が頂けるということです。稲城市では、介護のボランティアが必要かどうかを介護施設100か所で問い合わせたところ、7割が支援を希望したということなんです。ボランティア参加者本人の介護予防や介護給付費増大の抑制になるだけでなく、ポイント利用が地域活性化にもつながるとされております。

本市では、年2回、高齢者生活支援等担い手養成研修を実施しておられるということです。そして、住民の支え合いや地域における高齢者支援に意欲のある人材を育成するということも目的にしておられるということですので、ぜひ介護支援ボランティア制度については、前向きに調査研究していただきたいと思いますが、市の考えをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えします。

介護支援ボランティア制度については、介護予防にどの程度効果があるか。また、対象となる活動内容やポイントの設定基準と管理、それから活動の評価方法など、先ほど議員おっしゃってくれた稲城市をはじめ、先進自治体について調査研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 15 分から再開します。

休憩 (11時 54分)

再開 (13時 13分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告 5 番目、6 番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6 番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、高額療養費の支給申請について、そして本市の広報について、この 2 つの点で、通告に従い、一般質問を行います。

この 2 点は、市民の方々と意見交換や相談を受けた際に聞いた話と、今年の 1 月中旬にテレビ番組で岩出市が放送されたことで、市民の方々からお聞きした改善要求や疑問から取り上げさせていただいた一般質問であります。

これまでの一般質問のほとんどが市民からの不安、指摘、疑問、またこれをやりたい、こうしてほしいといった声を市政に届けることで、一般質問において現状を把握し、きめ細やかな方策から提案することで、今後の改善や取組につながる、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えておりますので、この 2 点に関して、誠意のある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、高額療養費の支給申請について、3 点お伺いします。

まず初めに、高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額（入院時の食費、差額ベッド代等は含みません）が、月初めから終わりまでで上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

この制度を利用される方は、自己負担限度額が年齢や所得に応じて定められています。今回取り上げた国民健康保険の高額療養費の支給申請については、以前から地域の課題として問題提起されていた事項であり、市民の方から伺った話で、何とかならないのという行政への訴えがあったからです。

内容としまして、高額療養費の受給には月ごとの申請が必要とする場合があり、具合が悪いのに毎回申請するのは厳しいですよね。また、交通弱者にとって、毎回申請するために市役所窓口を訪れることの大変さがあると訴え、それができない場合、高額療養費の支給申請には、申請の時効に 2 年あり、その間に必要な領収書の紛失で二度手間だったり、それらを鑑みて、放棄しなければならないケースがあるとのこと。それと、これに関して、警察が年末に高額療養費の還付金詐欺を情報共

有するための巡回もありましたよといった内容をお伺いしています。

これらのことは制度上の支障であり、申請者と市区町村相互の負担になっていると考えます。申請者は、自己負担限度額を超えた月ごとに市区町村に申請しなければならないし、市区町村は申請の勧奨や提出された申請書の内容を都度確認しなければなりません。

地方のレセプト（ある個人について診療に要した費用や医療保険に請求するために月の初めから終わりまでの範囲で、医療関係や薬局が作成する請求書を示します）があるので、申請がなくても支給対象かどうかは分かるのにといいるところです。

これは市民生活にあって、不便、不利益であって、不安でしかないと考えます。

国も令和3年3月に、国民健康保険法施行規則の一部改正による国民健康保険における高額療養費申請手続を簡素化するために、地方に対する規制緩和を行っています。これは市区町村の判断で、月ごとに申請を行っても高額療養費の支給ができます。これこそ住民サービスの向上につながると考えております。

それでは質問ですが、1点目として、高額療養費の支給申請について、本市の今日までの対応をお答えください。

2点目として、過去3年間、年間の支給額の総額と件数をお答えください。

3点目としまして、本市の今後の取組についてお答えください。

この3点について答弁いただきたいと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員のご質問の1番目、高額療養費の支給申請についてお答えします。

1点目の本市の今日までの対応は、についてですが、病気やけがなどで医療費の自己負担が一定の金額を超えた場合、その超えた分は申請によって払い戻されます。本市においては、診療月ごとに高額療養費に該当される方に診療月の約3か月後に、国民健康保険高額療養費についての通知書を送付しています。その後、保険年金課窓口で医療機関の領収書を添えて申請をしていただき、翌月10日以降に指定された口座に振り込んでいます。

2点目の過去3年、年間の支給額の総額と件数は、についてですが、窓口での申請に基づく過去3年間の支給額の総額と件数でお答えします。令和3年度は4,427万1,331円で3,169件、令和2年度は4,287万6,614円で3,054件、令和元年度は4,642万3,319円で3,074件となっています。



3点目の本市の今後の取組は、についてですが、令和5年度当初予算において、高額療養費支給申請手続簡素化事業で50万6,000円を計上しています。この手続の簡素化については、令和3年3月の国民健康保険法施行規則の一部改正により高額療養費の支給申請について、手続を簡素化することが可能となりました。この事業は、申請を初回のみで、翌月以降は不要とし、指定口座へ自動的に高額療養費の支給ができるようシステムの改修を行うことにより、被保険者の申請に係る負担を軽減し、住民サービスの向上を図るものです。

なお、後期高齢者医療や介護保険についても手続の簡素化を実施済みであり、国民健康保険については、令和5年10月から運用開始を予定しております。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2点について再質問を行います。

1点目の質問ですが、令和3年3月に規制緩和されています和歌山県内で、この手続の簡素化を実施している自治体は、現状どれだけあるのか、お答えください。

また、2点目は、対象者の申請漏れによる不利益がないことを願い、過去3年間の高額療養費対象者のうち、未申請者の人数と金額をお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問についてお答えします。

和歌山県内で手続の簡素化を実施している自治体は、30市町村のうち10市町村でございます。

それから、高額療養費の過去3年間の未申請者の件数と金額につきましては、令和3年度で576件、370万8,182円、それから令和2年度で415件、211万3,467円、令和元年度で486件、353万8,286円となっております。なお、未申請者への対応については、今後研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に本市の広報について3点お伺いします。

これも市民の声から、本市のいいところが何1つ紹介されないまま終わっていて、

番組内のコメントが少なく、苦笑だったよ。本市には、連携できるマスコミ対応の窓口がないの。情報番組のホームページには、本市の欄だけ何1つ情報がないよ。他の訪問先には情報があるのにといいた声、これは、今年の1月18日に放送された情報番組の中で、ノーアポイントということで、町なかを探索する番組を視聴された方々からの意見です。また、本市の公式ユーチューブチャンネルにもご意見をいただいております。

そこで、本市の広報の現状と今後の取組、幾つかの提案をさせていただきたく思っております。

改めて、第3次岩出市長期総合計画の市民参加のまちづくりと広報活動の充実から、本市の現状は。

1つ目として、情報化社会の進展に伴い、広報媒体が多種多様化する中、市広報紙をはじめ、市ウェブサイト、メール配信サービス、データ放送、防災行政無線、SNSなど、用途に合わせて、効率・効果的な活用を考えながら、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、行政情報を発信する必要があります。

2つ目として、月1回の配布による広報紙です。

3つ目として、透明性の高い行政運営を目指し、市民に開かれた市政を推進するため、関係条例に基づきながら適正な情報公開制度の運用を用いるとともに、個人情報漏えいやプライバシー侵害などを起こさないため、個人情報の取扱いについても十分注意を払い、個人情報保護法制度の適正な運用に努めますとあります。また、取組方針としても広報活動の充実、情報公開の個人情報保護となっております。その中には成果指数もあり、今後の岩出市の目標等も記載されています。

これだけ具体かつ寄り添う広報の在り方は、市民にとって非常に大切なことでもあります。市民が生活する上で必要不可欠ですし、非常時、避難時のときも、またアピールとして、全世界から観光地として誘致するツールとしても、最後に移住促進を促すために、あらゆる分野において大切なのは明白です。

そこで質問させていただきます。これまでの本市の報道機関、マスコミ関係の対応は、についてお答えください。もし本市のホームページにアクセスする窓口がないのであれば、双方にとって情報共有できるページが必要と考えます。

2点目は、本市の公式ユーチューブチャンネルの分析と評価について、お答えください。

3点目は、今後の独自広報の取組について、お答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質問の2番目の1点目について、通告に基づきお答えいたします。

重要施策等市からの報道発表につきましては、広報広聴の業務を担う市長公室が窓口となり、各報道機関へ発信しています。また、各施策について、報道機関から取材等申入れがあった場合は、市長公室が窓口となり、担当部署と連携し、対応しています。そのほか担当部署が対応した場合は、文書で報告を受けることとしています。

次に2点目ではありますが、本市公式ユーチューブは、平成27年4月広報いわでと連携することで開始し、市政情報ではイベントを紹介するツールとして活用してまいりました。広報いわでに掲載している手話や健康寿命レシピによる動画をユーチューブで公開し、高評価をいただくこともありますので、広報紙の内容を動画で分かりやすく、市民にお伝えするという開設の目的は果たせていると考えています。

コロナ禍においては、岩出健康体操や岩出げんき体操の動画を公開し、外出を控えた時期に自宅でご利用いただけるよう紹介しました。また、対面開催が難しい研修や講座等の対象者向けに限定公開するなど、長い時間の動画に対応できるよう変更し、ユーチューブの活用を広げたことは、市のユーチューブチャンネルの周知につながったものと考えております。

次に3点目ではありますが、市民への情報発信につきましては、迅速かつ正確な情報発信、分かりやすい内容、多様な伝達手段の活用を心がけています。本市が有する広報媒体である市広報紙や市ウェブサイトのほか、本年2月から開始しましたライン公式アカウントやフェイスブック、ユーチューブで市政情報を発信するとともに、テレビ和歌山、和歌山放送等のメディアを効果的に活用し、関係部署と連携を図り、市民の方が情報から取り残されることがないように努めてまいります。

また、先ほど尾和議員からご提案の窓口の掲載につきましては、他自治体の状況を参考に、検討してまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問に関して、映像を用いた県外向け広報について1点お答えください。

数年前に、一億総活躍社会と銘打って、移住促進計画をつくる市区町村に国が政策の一部を交付され、地方自治体に予算がつき、動画作成する地方自治体が増えて

います。年間数百本、地方自治体がつくるPR動画があります。そのほとんどがユーチューブチャンネルとっていいでしょう。あらゆる分野、企画でアピールを行っているのが現状です。

これはネット上から参照しています。一例として、県では大分県の温泉県新風呂動画が視聴回数200万回以上、宮城県のHey! Say! JUMP 夏タビ宮城など、500万回以上です。市では、宮城県日向市のNetsurfer becomes Real surferが6年前に作成し、現在、112万回数の視聴となっています。

本市の公式ユーチューブチャンネルも9年前から始まっており、現在、登録者数273人で、164本の動画を作成しています。隣の紀の川市では、最初の動画が3年前になっており、登録者数は636人で、90本作成となっています。また、和歌山県で見ると、登録者数は5,760人で、1,527本作成しており、全国で31番目の登録者数であり、18番目の作成数であります。

これらから視聴回数は十数回から1,000回以内がほとんどで、本市の最高視聴回数は1万回のマイトイレのつくり方でありました。これらを鑑みて、現在、公式ユーチューブの活用には変革とアイデアが必要と考えております。

1つの提案として、現在、日本に滞在しているインフルエンサーを招き、本市を紹介してもらい、子供たちから年配の方々の交流をしていただき、その代わりにインフルエンサーの宿泊や料理を本市が協力関係を結んだ企業や店舗に提供いただき、10万回から100万回数を誇るインエンサーに宣伝してもらおう自治体、民間インフルエンサーが、ウィン・ウインの関係からできるようなきめ細やかなアイデアが、今後必要となってくると思います。これも1つの例ですが、県や関係機関とも連携し、今後取り組むことを提案させていただきたいとします。

それではお答えください。最後に、これらの本市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の再質問なんですが、映像を用いた市外向けの広報については、今後、県や関係機関、関係各課と連携しながら、効果的な情報発信が行えるよう研究してまいりたいと考えています。

今後も市政への理解を高め、また市の政策や魅力を内外に広く効果的に発信し、本市のブランド力向上に努めてまいりたいと考えております。

それと、インフルエンサーという話が出てたんですが、SNSを使用して観光地等から発信することについては、市のPRにつながるかと思われませんが、インフルエンサーとして世界的に活躍されている方に協力を仰ぐためには、高額な費用が必要になることが想定されますので、インフルエンサーを活用した施策については、その費用対効果等を研究してまいりたいと思います。

また、出演者により視聴者数が限定されたり異なるなど、観光誘客やインバウンド誘客に必ずしも結びつくものではないこと、さらには出演者に悪評が立った場合、悪い影響が出てしまうなどのマイナス面もありますので、今後研究する課題かと考えております。

以上です。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この3月議会では、JR西日本の駅のコンパクト化計画についてと農家や事業所の所得向上施策、市の特産品についての2点質問を行います。市民生活の向上施策として、この岩出市政に反映していただきたいと考えます。当局の誠意ある対応を求めるものです。

まず、JR西日本による和歌山線における対応面をお聞きします。JR西日本は、この間、駅舎のシンプル化を方針に、駅舎設備の更新を打ち出し、和歌山線においては、布施屋駅、田井ノ瀬駅の改修とともに、旧駅舎の撤去、ホームの屋根の撤去、トイレまで撤去される、こういうことまで行われてきました。そのために布施屋近くの方からは、トイレを借りに来られて困っている、駅周辺に排せつ物があるなど、ゆゆしき事態が生じてきています。ホームに屋根がないため、ずぶぬれ状態で電車に乗らなければならない、改善要望も出てきている状況となってきました。JR西日本に対しては、和歌山県内の自治体からも各種の改善要望が出てきています。岩出市としても、和歌山線の利用客や活性化のための施策が求められているのではありませんか。

同時に、駅のコンパクト化計画によって、岩出から東側地域においても、将来、住民が困る状況が生まれるのではないかと危惧する声があります。この視点に立って質問を行います。

まず1点目として、JR西日本の駅のコンパクト化計画における岩出市としての認識はどのようにお持ちなのか、市の見解をお聞きをします。

2点目として、先ほども言いましたが、和歌山線において、布施屋駅、田井ノ瀬駅で駅舎の撤去やトイレなどの撤去が行われて、住民に大きな影響が生まれてきています。岩出市から東側の区間における駅のコンパクト化計画の内容、これはどうなっているのか。岩出市として計画内容を把握しているのかどうか、お聞きをします。

3点目として、和歌山線の活性化のためにつくられた組織として、和歌山線活性化検討委員会がありますが、駅のコンパクト化計画に対して議論や協議、検討、こういうものは行われてきているのかどうか。駅のコンパクト化に対してのこの間の協議について、お聞きをします。

4点目として、現在、船戸駅のトイレは男女共用となっておりますが、JR西日本に対して改善の要望を上げていただきたい。男女共用の状況を岩出市としてどのように感じているのか、市の見解と今後の対応をお聞きをします。

5点目は、岩出駅における上りホームにおいてベンチの増設の改善要望、これをJR西日本に上げていただきたい。現在、ベンチは階段の下に3席だけあります。他の自治体の方からベンチがないので設置してほしいと言われてましたが、設置場所も気がつきにくく、分かりにくいところに設置されています。このような中、僅か3席では数が少なく、改善してほしいという声があります。エレベーター付近などに何とか工夫を凝らして増設できないのか、ぜひJR西日本に声を上げていただきたい。

以上の5点について質問を行います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、駅のコンパクト化計画の岩出市の認識についてですが、JR西日本からは労働力不足や自然災害への対応を見据えると、従来どおりの設備維持等が困難となる得る状況にあるため、老朽化した駅設備を撤去、またはシンプルで強靱な駅設備にするなど、将来の環境変化にも対応できる駅設備の整備を目指す必要があ

るため、コンパクト化を行っているとのことでした。

市といたしましては、将来にわたり持続可能な鉄道を構築するためには致し方ないものと考えております。

2点目の岩出市から東側区間における駅のコンパクト化の計画内容についてですが、現時点では、橋本市にある隅田駅が施工中であり、その他の駅については、現時点では実施時期は未定とのことでした。なお、岩出駅は対象外とのことでした。

3点目の和歌山線活性化検討委員会で、駅のコンパクト化に対して議論や協議、検討は行われてきたのかについてですが、和歌山線活性化検討委員会では、和歌山線沿線の自治体などが一体となり、地域振興の観点から、和歌山線を活性化させる方策について調査検討するところであり、活性化のために利用促進の事業を行っております。駅の改良工事であるコンパクト化については、JR西日本から個別に関係自治体に説明等を実施しており、委員会で議論は行っておりません。

4点目の船戸駅のトイレの改善要望についてですが、JR西日本からは、基本的に駅のコンパクト化に併せて、トイレは撤去を行う予定とのことでした。

5点目の岩出駅の上りホームベンチ増設の要望についてですが、駅を改修した当初はベンチがなかったが、要望により現在のベンチを設置したとのことでした。これ以上の設置は、スペースがないことから設置は難しいと聞いてございます。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 駅のコンパクト化計画、現実的には今の時点では、隅田駅というような話が出ました。その後の答弁の中で、船戸の駅のトイレですね、これは撤去する予定だということもお話がありました。この点について、じゃあ岩出市として、撤去されるということに対して、どのような見解を持っておられるのでしょうか。やっぱり駅のトイレというものは、やはりなくなるというのは困るというような状況が生まれるのではないのでしょうか。

先ほど和歌山線の田井ノ瀬、布施屋駅かな、布施屋の方のことなんかも言わせてもらいましたけれども、やっぱり同じような状況、こういうのが生まれてくる。こういう状況が懸念されるのではないのでしょうか。この点では市としてどのように考えているのか。その点、再度お聞きを、今後の対応ですね、どうお考えなのかという点、これをお聞きをしたいと思っております。

それと、和歌山線の活性化検討委員会、このお話もありましたけれども、そこで

は一切議論していないんだというお話でございました。じゃあ、私、この組織というのが、今これだけ和歌山区間をはじめとして、岩出から東側の区間、いろんな形で変えられようとしてきている中で、実際にはJRが取り組んできているという、このことに対して、実際には和歌山線そのもの自身は活性化になっているのかという、むしろ逆に後退化しているのではないかというふうに思うんです。当然、そういう点でいうと、やはりこの和歌山線の在り方について、どうなのかというのは、この組織でしっかりとやっぱり議論していただく、このことが私は本当に大事なやないのかなというふうに思うんです。

こういう点では、今、個別にJRのほうからしてきているんだということを言われましたけど、そういう点では、市として変えられようとしていることに対して、やっぱり和歌山線の区間の沿線自治体の皆さんと力を合わせて、それこそ和歌山線を存続していく、また今後、さらに活性化させていく、そういう取組こそ求められていると私は思うんです。そういう点では、そういうところのこの検討委員会で、今後も一切そういうことなんかは検討されないということなんでしょうか。この点をお聞きをしたいと思います。

それと、先ほど上りのホームのところなんですけど、JRのほうに、何かエレベーターのあの辺のところなんかは造っていただくという、そういうことを本当にスペースがないということをおられたんやけども、その辺のところ、何とか座るところを再度考えていってほしいなというふうに私は思うんですよ。

本当にそういうものが取れないかどうかということも併せて、岩出市も再度、岩出の駅なんかも再度調査していただいて、この辺のところへ造ってもらえないかなというふうなことを再度言っていただくということなんかはできないんでしょうか。このことをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

それと、実際に、先ほどもトイレの話ちょっと言うたんやけど、トイレの点だけについては、これ単に撤去されるというだけじゃなしに、市として、本当にきっちりと考えていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再質問について、お答えいたします。

まずは船戸駅のトイレの撤去の件につきましてですが、駅のトイレの改修につい



ては、本来、それを所有する鉄道事業者が駅の利用状況やコストの観点などを勘案し行うものであると考えていることが、まず第一でございます。

次に、活性化検討委員会での取組ですかね、議論する必要があるということですが、これにつきましては、いわゆる駅のコンパクト化はＪＲ西日本が将来にわたり持続可能な鉄道を構築するために、新設化を実施するものであります。駅の利用者数やコストの観点からも致し方ないものと考えてございます。市といたしましては、沿線自治体と引き続き和歌山活性化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

３点目といたしまして、岩出駅ですね、上りホームのＪＲのエレベーター付近等にベンチの設置ということでございます。これにつきましては、私自身、先日、この岩出駅、見に行かせていただいて、そこにいらっしゃった駅員さんにもお話は聞いてございます。その中で、まずは場所、設置の場所が難しいというお話を聞いてございますので、これについてはＪＲでの判断になってございますので、そこは難しいものであると考えてございます。

最後のトイレの撤去については、市としては、先ほどのお答えしたとおりでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 船戸のトイレなんですが、先ほどの話では、既成事実だというような考えで、それに対して、市は何も対応はしないんだというような感じを受けます。しかし、今、ＪＲの紀勢線ですね、ここなんかでは、和歌山県内の５６の駅のうち、駅前の公園に自治体が多目的トイレを設置するとか、またＪＲ以外が設置、管理、こういうふうになっているトイレが６割以上占めているんですね。その自治体が自治体の責任として、やはり住民に不便をかけないという、トイレなんか絶対必要だという形で、自治体がこれを設置し、管理していつている、こういうところがあるんですね。

岩出市として、こういうような公共トイレ、これが撤去されて、住民は一切困らないんだという考えに私は立っていただきたくない。これはどうしても必要だ、そういう立場に立って、岩出市でトイレを設置していく、こういうことが要るんじゃないでしょうか。

今日の新聞で、和歌山県内にも外国の観光客、これが今本当に増えてきているんだということ、今日の新聞に載っています。そういう点でいうと、外国から来られたそういう方なんかも、船戸駅に降りて、これは困ったなというふうを感じる、そ

ういうふうになるのではないのでしょうか。まして、船戸というのは、岩出市長のお膝元です。私、この間、3代の林町長、中村町長、そして中芝町長、3人の町長、市長と、この間、対峙してきた。林町長なんかは、少なくとも自分の地域なんかに目も配っていき、そして地域の住民の人に困らないよう、そしてそれこそ住んでいてよかったと言われるようなことをされてこられたと思うんです。中村町長が、同じように、私は、されてきたと思います。

市長、自分の住んでいる船戸の駅ですよ。この船戸の駅、改善しよう、こういう考えすらないですか。まして、住民が困っている、そういうような状況なんです。少なくとも市としてトイレを新しくしていく、こういうことを考えないのかどうか、最後にお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えします。

船戸駅のトイレの使用ということでございますけど、先ほど総務部長が答弁したとおり、この駅については、JR事業者が所有するものでございます。JRにおいても、それぞれ駅の利用状況、それからコスト面等、そういうふうなところを総合的に勘案して考えてないというところでございますので、市としても、その考えに同調しているところでございます。

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、農家や市内事業所の所得向上の支援策について質問をします。

新型コロナの影響下のもと、道の駅などに出品する方の支援策、市内業者の売上げを伸ばすための一助として、郵送料を負担して、農業関係者や市内業者の販路拡大につなげている自治体があります。岩出市も郵送料無料などの制度実施で、農家や事業所の所得向上の支援策を行ってはどうかという点が、まず1点目です。

2点目として、岩出市として農家や市内業者の所得向上施策に関して、種々これまでも検討や調査研究も行われてきたと考えますが、橋本市で行っている郵送料無料化に関して、補助制度について市の認識をお聞きしたいと思います。これまで岩出市、このような視点に立った調査や研究は行われてきたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

3点目として、これまで市の特産品の点では、林町長時代から種々議論が研究も

されてきましたが、なかなかうまくいかなかった、こういう経緯もあります。最近では、和歌山大学の協力も得て、研究開発も行われてきていますが、市民には分かりにくい状況であり、市としての方向性も見えてきていないと感じている、こういう市民も多くいます。現時点において、これまでどのような調査や研究が行われ、どこまで成果があり、実用化への課題はどうなっているのか。市の取組と今後の対応をお聞きをしたいと思います。

4点目として、ふるさと納税者に対する返礼品について、市の特産品の返礼品目を考えていく上で、希望されている品目はどのような品が喜ばれているのか。今後において、こんな品物を希望しますというような声はないのでしょうか。特産品の開発に役立てることも大切だと考えますが、市の考えをお聞きをしたいと思います。

5点目として、この間、観光事業にも生かしていく取組を進めていくと言われ続けてきました。観光客誘致や所得向上対策、新規産品の開発の芽、こういうものは生まれてきているのかどうか。

以上、5つの点について質問をします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、農家や事業所の所得向上施策、市の特産品についての1点目と2点目を一括してお答えいたします。

現在、岩出市が設置している道の駅は、根来さくらの里とねごろ歴史の丘の2つの道の駅がありますが、両施設とも行政の効率化と公共サービスの質的向上の観点から、指定管理者制度を活用しています。議員ご指摘の配送サービスについては、現在もご利用いただけますが、無料で提供するかどうかは指定管理者の運用などで検討するものであり、市が支援策を行うことは、現在のところ考えておりません。

送料無料の事業を実施しています橋本市へ聞き取りを行ったところ、対象としている産品は、主に柿であるとのことです。柿は季節の果物として、橋本ブランドの高級品として贈答品などにもご利用されており、直売所からの地方発送やインターネットを通じた通信販売などの配送がよく利用されている産品であります。

一方で、岩出市では、ねごろ大唐、なばな、クレソンのほか、白菜、キャベツ、大根などの農産物が中心であり、商品の価格より送料が上回る場合もあり得ますので、無料サービスにはそぐわないと思います。

次に3点目、現時点の市の特産品の取組と今後の対応は、についてですが、特産品についての取組としては、ねごろ大唐、なばな、クレソンの作付に対して、市奨

励作物栽培補助金、また生産に必要な設備に対して、ねごろ大唐生産促進補助金を活用して普及促進を行っています。

次に4点目、ふるさと納税の返礼品についてですが、蜂蜜、和歌山ラーメン、イチゴ、日本酒、あられなどがよく利用されています。今後は熊野牛や果物、梅干しなどの県内共通返礼品を取り扱う市内事業所を募り、商品の発掘とともに、寄附返礼事業の利用促進を図ります。

次に5点目、観光客誘致や所得向上対策、新規製品の開発の芽は、についてですが、観光事業におきましては、岩出市産品のお土産物として、黒あわび茸、あられ、日本酒、甘酒、根来塗があります。また、道の駅ねごろ歴史の丘では、根来寺をイメージしたオリジナル商品として、ねごろ天井花絵クッキーやうすかわまんじゅう、紀州五色バウムなどの菓子類のお土産を開発し、令和2年より販売しています。今後も農家や事業所の取得向上のために取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、いろいろお答えをいただきました。岩出市にはそぐわないんだというようなことでした。今、橋本市では、郵送料という部分の補助金、これについては橋本ふるさと便事業補助金、私もこの交付要綱を持っているんですが、ここであわれているのは、第1条として、新型コロナウイルス感染症の影響により、橋本の農業関係者が経済的に深刻な状況にあることを受けて実施しているんだと。そして、市の農産物加工品をPRすることで、農業関係者の所得向上及び販路拡大を図ることを目的とする。こういうふうに書かれています。

もう1つあるんですね。橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱、この第1条には、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に深刻な状況であることを受けて、農業関係者の所得向上及び市で栽培された農産物等の販路拡大を図ることを目的とする。こういうふうなインターネット販売促進補助事業というふうなものなんかも併せて行われているんですね。

今、この岩出市で、じゃあ苦しんでおられる農家の方や事業者の方、この方の所得向上を図っていく。そういうための施策、こういうことが、私は岩出市でもやっぱり求められていると思うんですね。地域地域で合ったそういう援助支援策ですね、それが必要だと思うんです。じゃあ、岩出市でそういう制度が合わないというのであれば、岩出市でそういう農業関係者や事業者の方、この所得向上を上げていく、そういう対応策が、岩出市独自のもので、またやっぱり要ると思うんですね。

先ほど、私、郵送料というやつで言いましたけれども、それで駄目だというのであれば、橋本市のようなインターネット販売、そういうところで事業者さんの支援策、同時に、事業者さんへ出す、農家の方なんかも支援をしていく、そういう新たなやっぱり施策というものが、私は岩出市で要るんじゃないかというふうに思うんですが、こういったインターネット販売というような形の部分での支援策、こういう点については、市としてどのように捉えているのでしょうか。

また、市として、農家の方や事業者さんなんかには、どのような支援策、これを取っていかうとされているのか、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども私が答弁させていただきましたが、橋本市では、主に柿でございます。その所得向上と販路拡大ということは私どもも承知してございます。

本市につきましては、送料を無料にして行っていく、配送していくまでの品物につきましては、全然まだございませんので、インターネット販売とか支援策というのは考えてございません。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 考えないということをおっしゃいました。岩出市は岩出市でそういう方に対しての支援策、これなぜ考えないんですか。先ほどもふるさと納税に関しての返礼品、こういうものなんかも岩出市独自でいろんな形でされてきているわけでしょう。だから、そういうものを販売されているという方について、実際には、先ほど言ったインターネット促進販売というようなやり方なんかもやっぱり考えてやっていく。そういうことなんかも、私は岩出市としての対応策、これやっぱり考えていくべきだと私は思うんですね。

実際に、この3月議会で、残念ながら、市長、副市長、教育長、給料上げていく。こういうことも行われてきました。その理由とされたのが、住民ニーズに応じていく。そのために給料上げる必要があるんだ、こういう説明でした。それならしっかりと岩出市民の生活、暮らし、これを守っていく、支援していく、いろんなことをやっぱり考えていくべきだと思うんです。それが責務じゃないんですか。

そういう点でいうと、担当部局に、岩出市として、いろんな先ほどのふるさと便じゃないけども、それ以外にいろんなやり方、そういうものが全国各地であると思

うんです。やってるとこいっぱいあると思うんです。そういうのをね、執行部の人に対して、それこそ市長、副市長が、しっかりおまえら研究せえ、勉強せえ。そういうことをやっぱりきちんと指導して、そして岩出市民の生活を守っていく、こういうことをやるべきじゃないんですか。

そういう点では、担当部局に対して、岩出市としてどういうふうな研究調査、これやれ、そういうことを言う気はないんですか。少なくとも私はそういう責務がある、そういうふうに思います。この点について、最後に市の対応の考え方、そういう点について再度お聞きをしたいと思います。

市長が答えられないんだったら、副市長でも結構です。こういうときになったら市長答えへんからね。少なくとも、市長、副市長、答えていただきたい。どんな指導をしていくのか、この点、最後にお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどから議論がありますように、橋本市は柿というふうなことでございます。岩出市では、先ほども答弁の中にありましたように、ねごろ大唐であったりとか、なばな、クレソン、そういうふうな農作物を特産品として奨励しているわけです。しかしながら、岩出市は都市化が進んでおりまして、なかなかもうちょっと農業者の作付面積が少ない、こういうふうな状況にある中で、なかなか特産品を市の特産品として、大々的に数量を確保するには至ってません。そのようなことを含めて、担当部局にはしっかりと、それぞれの特産品をさらに販路拡大、生産拡大、それから別の新たな産品をとということで、指示をしているわけでございます。

それから、支援何もしてないと、こういうふうなことですけども、それは違うと思います。私考えるには、根来さくらの里、ありますよね。あれは生産者がここへ出せるようにつくったシステムでございますので、支援の仕方はいろいろあると思いますけど、そういうふうな形で支援しておりますので、決して農産物生産者に対する支援はしてないと、こういうことには当たらないと思いますので、どうかその辺のところご理解いただいて、よろしく願いいたします。

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時35分から再開いたします。

休憩

(14時17分)

再開

(14時34分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、インボイス制度について。

今年の10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。これまで民間企業間の取引で、免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘されています。消費税は、事業者が仕入れのときと、物、サービスを販売したときの差額を税務署に納めます。今は帳簿で行っているこの控除の計算をインボイスで行うことが義務づけられます。

インボイスは、課税事業者しか発行できません。最大の問題は、消費税の納入を現在免除されている年間売上高1,000万円以下の事業者に、課税事業者になることを迫ることです。課税事業者の仕入先に免税事業者がいると、インボイスをもらえません。インボイスがないと仕入れにかかった消費税を控除せずに、納税しなければなりません。それを避けるために、免税事業者が取引から排除され、倒産、廃業に追い込まれるおそれがあると言われています。

日本商工会議所も令和5年度税制改正に関する意見で、仮に同制度が導入された場合、免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があるとしています。排除を避けるためには、課税事業者になって消費税を納税せざるを得ません。もともと零細事業者は、大手業者との競争があるので、仕入れにかかった消費税を販売価格に転嫁することが困難です。納税義務を負うことになれば、身銭を切って消費税を払うことになります。

少額の取引を1年間集計して納税する事務も大変です。免税制度は、こうした負担を踏まえて実施されてきました。この消費税のインボイス適格請求書制度導入に幅広い業界からの反対の声が広がる中、岸田政権は納税額の時限的軽減など、激変緩和措置の方針を示しました。

政府与党が検討している激変緩和措置は、免税事業者が課税事業者になることを

選択した場合、3年間は納税額を売上げにかかる消費税の2割を納税するというものです。売上高が1億円以下の事業所について、制度施行から6年間、1万円未満の仕入れにはインボイスを保存をしなくても帳簿の記録で控除を可能とすることも検討中とされています。

しかし、零細な事業者やフリーランスで働く人たちに、経済的、事務的に大きな負担をかける仕組み自体は同じものです。いずれの措置も免税事業者に新たな納税負担をかけ、事業の継続を困難にする問題を解消するわけではありません。制度をさらに複雑にする点でも、激変緩和にならないのではないのでしょうか。

インボイスの発行を迫られる事業者は、全国で法人、個人合わせて1,000万に及ぶ可能性があります。年収が100万円から200万円しかない事業者も少なくありません。こうしたインボイス制度について、まず市の認識と市内の免税事業者への影響についてお聞きをいたしたいと思います。

2つ目は、インボイス制度は、民間取引だけにかかわらず、地方自治体にも大きく影響を及ぼします。自治体が売手となるケース、また買手となるケース、売手のケースは、一般会計は消費税控除、消費税の申告義務はありませんが、インボイス制度導入後は、一般会計から課税仕入れを行う事業所について、同会計がインボイス制度に対応しない場合、当該仕入れについて、仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担が増加することになります。したがって、一般会計においてもインボイスの対応が必要です。これらの対応について、どのようになるのか、お聞きをします。

また、特別会計である水道事業、下水道事業は、既に消費税を納税しています。インボイス番号の登録申請が必要です。この結果、仕入税額控除するためにも、工事の受注業者に対しインボイスの発行を求めていくのか。また、下水道は排水設備指定業者、また指定給水装置工事事業者など、市が登録をしています。こうした事業者への影響についても変わりはないのか、お聞きをします。

そして、学校給食は特別会計ではありませんが、給食の食材を納入している免税業者の生産者、小売業者が締め出されるといった懸念の声があります。また、売手、買手の場合、取引に関わる影響はどのようになるのか、お聞きをします。

インボイス制度が導入された場合、シルバー人材センターが各種仕事を高齢者会員に紹介し、会員は報酬配分金を受け取る仕組みとなっています。高齢者は個人事業主と扱われるため、高齢者個人がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターが消費税の仕入税額控除できず、多額の納税負担が発生します。シルバー人



材センターが消費税を負担するか、または会員が課税業者になるか、選択を迫られる。こういった対応を今後していくのか、お聞きをします。

3つ目は、市に関わる入札等においてです。免税事業者が実質的に排除されないようにするべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

そして4つ目は、インボイスに登録しなければ取引先が仕入税額控除できず、消費税額が多くなるため、免税事業者は取引から排除されることにつながります。また、登録しなくてもインボイスが実施されれば、少なくない免税事業者が廃業に追い込まれることとなります。

インボイス実施の影響は中小企業だけにとどまりません。フリーランスも対象です。小規模事業者の消費税負担を増やし、地方経済をコロナと同様に疲弊させるインボイス制度、これ導入の中止を求める市の考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の1番目、インボイス制度についての1点目、インボイス制度への市の認識と市内免税事業者への影響についてお答えいたします。

インボイス制度は、令和元年10月より消費税の軽減税率が導入されたことにより、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的とするものです。このたびインボイス制度が導入されることにより、今まで課税売上高1,000万円以下の免税事業者であった者は、引き続き免税事業者のままである、またはインボイス登録事業者となるの選択が必要となります。

インボイス登録事業者となった場合は、インボイスの発行及び消費税の納付義務が発生することにより、これに付随する経費が必要となってきます。比較的小規模事業者、いわゆる一人親方やフリーランスにおいては、発注元からインボイスの発行を求められることにより、影響を受けやすい職種と考えます。

国では、インボイスを交付することが困難である農産物生産者などは、インボイスが免除されることとしており、さらに仕入先がインボイス登録を行わなかったことにより取引を停止するなど、優越的地位を濫用しないように注意喚起をしているところであります。

次に4点目、インボイス制度の導入中止を求める考えは、についてお答えいたします。インボイス制度については、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的とするものでありますので、国に対し、市が中止を求めることは考えてございません。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 ご質問の2点目、市のインボイス制度への対応はどうなっているのかについてお答えいたします。

インボイス制度は、令和5年10月1日から開始されることとなっていることから、本市一般会計においても、適格請求書を発行することができるよう、令和4年8月31日に粉河税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を完了しております。今後も引き続き円滑にインボイス制度に対応できるよう、制度開始に向け準備を進めてまいります。

2点目の各個別のご質問につきましては、各担当部局長から答弁させていただきます。

次に3点目についてお答えします。ご質問の件について、令和4年10月7日付で総務省自治行政局行政課長通知「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式に関する入札参加資格を定めることについて」が発出されております。通知において、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような要件を定めることは適当でないと示されていることから、本市においても、本通知の趣旨にのっとり適切に入札制度を進めてまいります。

○田中議長 上下水道局長。

○黒井上下水道局長 市来議員ご質問の2件目、上下水道事業はどうかについてお答えします。

上下水道事業は、消費税の申告義務のある課税事業者であることから、上水道、下水道ともに、令和4年4月22日に粉河税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を完了しております。

売手としまして、上水道料金、加入分担金、下水道使用料などの課税取引について、相手方に税率、税額などの記載が備わった適格請求書を発行予定です。なお、上下水道事業会計においては仕入税額控除が生じますが、一般会計と同様に、総務省自治行政局行政課長通知の趣旨にのっとり、工事受注業者に対し、インボイスの登録発行は求めません。

また、市が指定する指定給水装置工事事業者や下水道排水設備指定工事店において、それぞれに資格要件がありますが、免税事業者、課税事業者を問わず、指定を行う予定です。

○田中議長 教育長。

○湯川教育長 学校給食の関係です。学校給食に関する取引業者は、市が売手となる

のは、使用済み食用油の売払いの1社、食材等納入業者は20社になります。その中に免税事業者はございません。先ほど総務部長が答弁しましたとおり、令和4年10月7日付総務省通知の趣旨に基づき、適切に対応してまいります。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 シルバー人材センター会員のインボイス制度対応についてお答えします。

シルバー人材センターでは、会員にインボイス制度の対応を求めるのではなく、消費税については、シルバー人材センターで負担すると聞いております。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 私がこの質問をなぜしたかという、自治体にも大きく関わる問題、指摘を言わせてしていただいたんですが、自治体によっては、先に、例えば入札参加資格の中にインボイスも登録をしてくださいとといったことを訴えたり、例えば、企業に対して、インボイス制度の登録番号やってくるのが認可業者という形を取ったりということの事例が全国でも起こっているという問題が発覚したと。

そうした中で、大きなところでは、やっぱり中小企業を自治体としても守るという観点では、大きく関わる問題として、絶対排除であってはならない、この意識を持っていただきたいということで、この質問をしました。

今お聞きしたところ、当然のように、排除はしないという形を聞いたので、これからはぜひ排除せずに、このままいていただきたい。誰でも参加資格、もちろん入札等に関しては、当然、指名競争入札だっているいろいろな規定ありますが、やはり登録事業者なのか、登録してないのかに関わらず、参加資格については、全ての方が参加できるという形を続けていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

シルバー人材センターの問題なんですが、シルバー人材センターは、先ほど言われたように、個人が免税事業者になるのではなく、シルバー人材センターが消費税を支払うということになるというふうにおっしゃいました。そこでお聞きするのは、シルバー人材センターへのお金の出し方ですね。令和5年度の予算を見ても、前年度と変わらない状況での予算の組み方になっていました。シルバー人材センターについては、人材センターが消費税分を行うということは、お金が要るわけですよ、その分負わないといけないからね。ということは、そこに対する補助をしっかりと行うのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

やはりシルバー人材センターも守っていかなければならない場所です。高齢者が生き生きと働ける、引き続き生かせる社会という形になれば、そのセンターを守っていくためには、やはり補助をお金をつけてあげないと、その分をシルバー人材センターが落ちてしまうということにつながってしまうのではないかと。この点について、今後、しっかりとお金を出していくのかどうか、この点をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

市といたしましては、これまでどおり、シルバー人材センターの運営や管理等に係る費用を補助してまいります。これまでどおりです。

また、シルバー人材センターにおいては、受注量の増加や、それから運営の効率化などにより運営基盤の強化を図り、負担増に対応すると聞いております。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これまでどおりお金は出しますということなのですが、例えば、効率を図った場合でも、やっぱり消費税分が大きくなってきてという場合だってあり得る話なんです。そんなときには、どう使って対応していくのかという点をお聞きをしたいと思います。そのときにはどうした対策を取っていくのか。それはシルバー人材センター任せになるのか、市としても考えていく余地はあるのか、この点をお聞きします。

市内の中小業者やお店の方々にも話を聞いてまいりました。インボイス制度という、簡単にインボイス制度と横文字使われて言われるんですね、国はね。ところが、ほんどの方がこの制度についての理解というのが、なかなかできない、難しい。高齢者の経営者の中には、自分にはよく分からないというような形での声も上がりますし、当然、この先、どのような形で、また消費税を大きく払わなければならなくなるような形になってしまうという場合も考えられます。

そうした市内の業者を守るためにも、こういう混乱を招きかねない今の制度のやり方については、声をしっかり岩出市としても上げるべきではないかと考えますが、これについて再度質問を行います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

繰り返しの答弁になりますが、シルバー人材センターにおいては受注量の増加や運営の効率化などにより、経営基盤の強化を図り、負担増に対応するというところでございます。

○田中議長 副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

このインボイス制度によって混乱を招かないような対応はということでございますが、インボイス制度は、取引による正確な消費税額を把握し、適正な税額を確保する目的で、国において議論され、導入を決定したものであり、公平性の観点からも、中止や延期を求めることは、現在のところ考えておりませんが、制度を正しく理解し、必要な準備ができるよう、引き続き情報提供を行いながら、事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、小中学校の学校給食費の値上げの撤回を、です。

学校給食法は、食を通じた子供の心身の健全な発達を求めるとし、食育の推進をうたっています。学校給食は、食育の一環として実施されているものです。憲法第26条は、義務教育はこれを無償とすると定めておりますが、現在、無料なのは授業料と教科書だけです。全ての子供の健やかな成長のために、学校給食の無償化をはじめとした義務教育の完全無償化が必要です。

憲法第26条に則し、学校給食費の無償化を国による財政措置で早期実現することを強く望むものです。

子供にとってかけがえのない大切な学校給食、小学校、中学校とも給食費を無償にしている自治体が254自治体に広がっています。小中学校とも給食費が無償の自治体は254、小学校のみは6自治体、中学校のみは11でした。少子化や子供の貧困が社会問題化する中、少しでも保護者負担を減らそうと無償化をはじめ、補助する自治体も増加しています。

しかし、こうした動きに逆行する形を取ったのが岩出市です。今、岩出市において、学校給食費の値上げが実施されるかもしれないと多くの保護者の方にたくさん声をいただきました。また、動揺も広がっております。

市長の施政方針で、令和5年4月から小中学校1食当たり20円の増額が打ち出されました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の

拡充で創設されたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分などを活用し、現状維持での学校給食費等徴収となりました。令和5年度にも国のお金、申請しているとはいえ、相次ぐ物価高騰で家計は大変なときに給食費の値上げをするのではなく、市がしっかりと補助を行い、現状維持に努めることが求められたのではないかと考えます。こうした対応も十分子育て支援施策につながるものです。値上げをしない判断を求めます。

まず1つ目は、20円の値上げによる給食費の保護者負担はどれぐらいになるのか。

2番目は、県内の状況について教えてください。

3点目は、子育て世帯の置かれている現状についての理解、認識は。

4つ目は、1か月にわたりパブリックコメントの実施を行っているが、保護者からの意見の聴取について、どのような意見があるのか、お聞きします。

5は、国の交付金があるなしにかかわらず、市が財政負担を行い、給食費の値上げの撤回を求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の小中学校給食費の値上げの撤回について、一括してお答えいたします。

まず、先ほど吉本議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、本市におきましては、学校給食費については、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、賄材料費は保護者負担として運用してございます。

1点目の保護者負担額につきましては、月額で小中学校とも400円の増、小学校で5,000円、中学校で5,200円となります。年額では、小学校が3,900円増の5万4,600円、中学校が3,640円増の5万4,600円となしまして、令和5年4月1日、児童生徒、教職員、固定数で計算いたしますと、年間総額で約2,760万円の増となる予定でございます。

2点目の県内の状況についてですが、令和4年度は、県内2市8市町村で無償化を実施しております。給食費を徴収している本市以外の6市の1食当たりの給食費は、小学校で235円から280円、中学校で260円から322円です。田辺市におきましては、令和4年度に10円値上げをして、1食当たり、小学校280円、中学校310円としております。

3点目、子育て世帯の置かれている状況の認識は、につきましては、本市の就学

援助制度において給食費を免除されている児童生徒数は、令和4年度で424名です。これは全児童生徒数の約10%となります。過去3年間と比較いたしましても、免除数に大きな変化はありません。昨年度の実績で、給食費免除総額は1,788万3,620円となっております。

4点目の保護者からの意見聴取について、パブリックコメントの実施に当たりまして、令和4年12月16日に学校給食費の改定を検討していますお知らせ及び学校給食費改定案に対するパブリックコメント、意見募集についてを学校を通じて、市立小中学校の全保護者宛てに配付し、意見の募集を行っております。意見の概要につきましては、先ほど吉本議員のご質問でお答えしたとおりでございます。

5点目の給食費値上げの撤回を、に關しまして、パブリックコメント時に令和4年9月から令和5年3月末までの想定見込額で18.29円の値上がり試算しておりました。令和4年7月から令和5年1月までの実績で計算しますと、既に小学校で19.3円、中学校で20円の値上がりとなっております。学校給食摂取基準を満たし、質を落とさず、安全でおいしい給食を提供し続けるためには、20円の値上げは必須であるため、令和5年4月1日より値上げは実施してまいります。

今後、学校給食費物価高騰分に充てられる国の交付金等が出された場合は、保護者負担軽減のために活用し、値上げ相当額分を精算してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 値上げの撤廃の件で、11条を用いて、やらないということも言われたと思うんです。学校給食法の第11条は、給食費の一部を補助することを禁止する意図はなく、地方自治体の判断で全額補助することも否定するものではないと。給食法については、保護者負担を補助することを妨げるものではないと明言が国会でされています。これは2018年の国会の参院の文部科学委員会で言われたことですが、学校給食法の解釈としても、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないと。自治体の判断によって全額補助することも、これ自体、否定するものではないということを言われています。

この以上の2つの国会答弁が示すように、学校給食法の学校給食に要する経費は、保護者の負担とするという規定を持ち出して、給食費無償化や一部補助できないという理由には使えないというふうに思うんです。

今回の場合、私は市が十分財政支援を行い、値上げをやらない、こうした判断ができたのではないかと。国の交付金が下りるか分からないから、先に何をするとかで

はなくて、今、物価高騰で子育て世代が大変な思いをしているんだから、市がしっかりとそこに支えていく、この支援を行うべきではなかったかということなんです。11条をもってやらない理由にはならないということですが、これについてどのようにお考えになりますでしょうか。

パブリックコメントもいろいろ私も拝見させていただきました。件数について、16件が多い少ないはあるかと思うんですが、保護者の中には、やっぱりこの学校給食費に対して、物すごく不安な声、動揺が広がっているんです。プリントが来ました。上がるかもしれないという、この時点で上がるというふうになってしまって、私のところに多数の声が寄せられたわけです。

ほかの自治体では無償化するところもあるのに、何で岩出市は上がるんですかという、しっかり子育て世代の置かれている状況も、先ほど言われたのは、免除申請している件数もあるんで、低所得者層には大丈夫だよというような形でのニュアンスだと思うんですが、そうではなくて、子育て全体の家計が物価高騰で、しかも子供がいる家庭は食費が大変だということも、前々回の質問でも明らかにしています。この大変な状況を支えるために支援を行う。これ十分できたのではないのでしょうか。

それから、先ほどの質問の中で、無償化について言われてたときに、教育長がおっしゃったんですが、やった場合、保護者が学校給食に興味がなくなるというようなことをおっしゃったんです。例えば、無償化したかろうが、一部負担したかろうが、学校給食に関して興味を示さないわけではありません。

必ずお子さん帰ってきたときに、学校給食、今日は何食べた、おいしかった。子供たちは、お母さんに今日の給食、今日、こんなんやったよ、おいしかったよ、今日はお代わりできた、今日は足れへんかった、いろんな声上げるんです。これは小学校でも中学校でも一緒です。興味を示さないことはありません。保護者の方は必ず聞くんです。

それをもってやらないという姿勢というんじゃないで、やる気を出せばできるということを国会の答弁でも言われているし、結局は岩出市のやる気なんです。給食の値上げをしない、これをここでぜひ決断をしていただきたいんです。答弁をよろしくお願いします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

学校給食法第11条第2項、経費の負担をうたったものでございまして、設置者と



保護者の負担について明確に示したものであります。議員おっしゃったのは、それ以外のことが示されていないということから、自治体が負担することを意味していないと、このように解釈しているということですが、そういう解釈ができるものであれば、こういうこと言いたくありませんけども、例えば、学校給食法第4条、義務教育諸学校の設置者は、当該義務諸学校において、学校給食は実施されるように努めなければならないと、このように規定されております。

今のような読み方をしますと、施設は設置しているが、学校給食を廃止したい自治体の廃止を禁止するものではないと、このようにも解釈できるわけです。したがって、法律の解釈を都合よく読むというのは、これは無理がある。また、法治国家の根底から崩れる、こういうもお答えしたいと思います。

それから、自治体が補助することについては、就学援助制度のことでありまして、例えば、憲法の要請は、低所得世帯への就学費については無償が要請され、国が経済的配慮をすべきやと、このように考えております。

それから、例えば、パブリックコメントで材料の内容についてのコメントもございました。本市で提供している学校給食、例えば、県内で唯一国産小麦を使用した地元業者による朝焼きのパン、あるいは地元産の米、野菜、果物の使用、また年1回ですが、オーガニックトウモロコシの使用など、安心・安全な原材料にこだわったメニューづくりを心がけております。

今後も児童生徒や保護者の意見も聞きながら、栄養豊富なおいしい給食の提供に努めたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど事例として、極端なことを言われたんですが、この11条については、国会の答弁の中で、憲法の解釈として、当時の文科省の大臣が答えているものなんですよね。さらに去年の10月7日の国会での岸田首相の答えも、保護者が負担する学校給食を自治体等が補助することを妨げるものではないというふうに述べてます。無償化についても、自治体のほうで適切に判断すべきものと答弁されているんですよ。だから、11条をもってできないという判断はできないと。

逆に言えば、先ほど、県がやったらどうしますかと言ったときに、県の制度を活用しますとおっしゃったんですよ。11条、全く関係ないですよ、それで言うたら。11条どこへ行ったんですかとなるんです。制度の活用しますということではね。ということは、自治体の判断で十分できるということを考えられるということなんで

すよ。今回の場合は、岩出市がちゃんと補助をしながら、抑える、無償にしろと私は言うてませんよ。値上げを抑える、これを今するべきじゃないのかというところ突いているんです。

今、物価高騰で大変なんです。この学校給食費を少しでも値上げを抑えることでも子育て支援策に大きくつながると考えるものなんです。再度答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再々質問にお答えいたします。

総理がそのように答弁した、承知しております。これ、私も調べましたが、就学援助制度のことを言っているんですね。私、先ほど答弁いたしました、学校給食法第11条第2項の規定を無視した答弁をするのであれば、私は国において、学校給食費の無償化の財源を当然確保やっていただきたいと、このように言っておきたいと思います。

以上です。

○田中議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和5年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時13分)